

平成28年度

# 包括外部監査結果報告書

(概要版)

県立高等学校及び特別支援学校に係る財務事務の執行

及び運営の管理について

平成29年3月10日

島根県包括外部監査人

弁護士 峠田晃宏

# 目 次

序章	1
第1 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した事件	1
3 包括外部監査の手続	2
第1章 監査対象校の概要	5
第1 松江南高校	5
第2 松江商業高校	5
第3 出雲工業高校	6
第4 出雲農林高校	6
第5 宍道高校	7
第6 浜田水産高校	7
第7 隠岐島前高校	8
第8 横田高校	8
第9 飯南高校	9
第10 矢上高校	10
第11 松江養護学校	10
第4章 監査の着眼点	12
第1 監査項目の決定までの経緯	12
1 事前ヒアリングの実施	12
2 監査項目の決定	12
第2 監査項目	15
1 監査対象校に対する監査項目	15
2 教育委員会に対する監査項目	15
第3 監査の着眼点	15
1 適法性の観点	15
2 3Eの観点	16
第5章 監査の結果（共通的事項）	17
第1 勤務管理	17
1 監査項目	17
2 監査手続の内容	17
3 認定した監査事実	17
4 評価	17

第2	人件費	23
1	監査項目	23
2	監査手続の内容	23
3	認定した監査事実	23
4	評価	23
第3	資産管理	24
1	監査項目	24
2	監査手続の内容	24
3	認定した監査事実	24
4	評価	24
第4	情報管理	25
1	監査項目	25
2	監査手続の内容	25
3	認定した監査事実	25
4	評価	25
第5	学校規模・配置	26
1	監査項目	26
2	監査手続の内容	26
3	認定した監査事実	26
4	評価	26
第6	県費会計	27
1	監査項目	27
2	監査手続の内容	27
3	認定した監査事実	27
4	評価	27
第7	県費外会計	28
1	監査項目	28
2	監査手続の内容	28
3	認定した監査事実	28
4	評価	28
第8	学校評価及び教育職員評価	30
1	監査項目	30
2	監査手続の内容	30
3	認定した監査事実	30
4	評価	30
第9	学校の安全管理	31

1	監査項目	31
2	監査手続の内容	31
3	認定した監査事実	31
4	評価	31
第10	高校魅力化事業	31
1	監査項目	31
2	監査手続の内容	31
3	認定した監査事実	31
4	評価	31
第6章	監査の結果（個別的事項）	36
第1	松江南高校	36
1	勤務管理	36
(1)	監査項目	36
(2)	監査手続の内容	36
(3)	認定した監査事実	36
(4)	評価	36
2	人件費	36
(1)	監査項目	36
(2)	監査手続の内容	36
(3)	認定した監査事実	36
(4)	評価	36
3	資産管理	37
(1)	監査項目	37
(2)	監査手続の内容	37
(3)	認定した監査事実	37
(4)	評価	37
4	情報管理	38
(1)	監査項目	38
(2)	監査手続の内容	38
(3)	認定した監査事実	38
(4)	評価	38
5	県費会計	38
(1)	監査項目	38
(2)	監査手続の内容	38
(3)	認定した監査事実	38
(4)	評価	38

6	県費外会計	38
	(1) 監査項目	38
	(2) 監査手続の内容	38
	(3) 認定した監査事実	38
	(4) 評価	38
7	学校評価・教育職員評価	39
	(1) 監査項目	39
	(2) 監査手続の内容	39
	(3) 認定した監査事実	39
	(4) 評価	39
8	学校の安全管理	39
	(1) 監査項目	39
	(2) 監査手続の内容	39
	(3) 認定した監査事実	39
	(4) 評価	39
第2	松江商業高校	40
1	勤務管理	40
	(1) 監査項目	40
	(2) 監査手続の内容	40
	(3) 認定した監査事実	40
	(4) 評価	40
2	人件費	40
	(1) 監査項目	40
	(2) 監査手続の内容	40
	(3) 認定した監査事実	40
	(4) 評価	40
3	資産管理	41
	(1) 監査項目	41
	(2) 監査手続の内容	41
	(3) 認定した監査事実	41
	(4) 評価	41
4	情報管理	42
	(1) 監査項目	42
	(2) 監査手続の内容	42
	(3) 認定した監査事実	42
	(4) 評価	42

5	県費会計	43
	(1) 監査項目	43
	(2) 監査手続の内容	43
	(3) 認定した監査事実	43
	(4) 評価	43
6	県費外会計	43
	(1) 監査項目	43
	(2) 監査手続の内容	43
	(3) 認定した監査事実	43
	(4) 評価	43
7	学校評価・教育職員評価	44
	(1) 監査項目	44
	(2) 監査手続の内容	44
	(3) 認定した監査事実	44
	(4) 評価	44
8	学校の安全管理	44
	(1) 監査項目	44
	(2) 監査手続の内容	44
	(3) 認定した監査事実	44
	(4) 評価	44
第3	出雲工業高校	45
1	勤務管理	45
	(1) 監査項目	45
	(2) 監査手続の内容	45
	(3) 認定した監査事実	45
	(4) 評価	45
2	人件費	45
	(1) 監査項目	45
	(2) 監査手続の内容	45
	(3) 認定した監査事実	45
	(4) 評価	45
3	資産管理	46
	(1) 監査項目	46
	(2) 監査手続の内容	46
	(3) 認定した監査事実	46
	(4) 評価	46

4	情報管理	48
	(1) 監査項目	48
	(2) 監査手続の内容	48
	(3) 認定した監査事実	48
	(4) 評価	48
5	県費会計	48
	(1) 監査項目	48
	(2) 監査手続の内容	48
	(3) 認定した監査事実	48
	(4) 評価	48
6	県費外会計	48
	(1) 監査項目	48
	(2) 監査手続の内容	48
	(3) 認定した監査事実	49
	(4) 評価	49
7	学校評価・教育職員評価	49
	(1) 監査項目	49
	(2) 監査手続の内容	49
	(3) 認定した監査事実	49
	(4) 評価	49
8	学校の安全管理	49
	(1) 監査項目	49
	(2) 監査手続の内容	49
	(3) 認定した監査事実	49
	(4) 評価	50
第4	出雲農林高校	51
1	勤務管理	51
	(1) 監査項目	51
	(2) 監査手続の内容	51
	(3) 認定した監査事実	51
	(4) 評価	51
2	人件費	51
	(1) 監査項目	51
	(2) 監査手続の内容	51
	(3) 認定した監査事実	51
	(4) 評価	51

3	資産管理	52
	(1) 監査項目	52
	(2) 監査手続の内容	52
	(3) 認定した監査事実	52
	(4) 評価	52
4	情報管理	54
	(1) 監査項目	54
	(2) 監査手続の内容	54
	(3) 認定した監査事実	54
	(4) 評価	54
5	県費会計	54
	(1) 監査項目	54
	(2) 監査手続の内容	54
	(3) 認定した監査事実	54
	(4) 評価	54
6	県費外会計	55
	(1) 監査項目	55
	(2) 監査手続の内容	55
	(3) 認定した監査事実	55
	(4) 評価	55
7	学校評価・教育職員評価	56
	(1) 監査項目	56
	(2) 監査手続の内容	56
	(3) 認定した監査事実	56
	(4) 評価	56
8	学校の安全管理	56
	(1) 監査項目	56
	(2) 監査手続の内容	56
	(3) 認定した監査事実	56
	(4) 評価	56
第5	宍道高校	57
1	勤務管理	57
	(1) 監査項目	57
	(2) 監査手続の内容	57
	(3) 認定した監査事実	57
	(4) 評価	57

2	人件費	57
	(1) 監査項目	57
	(2) 監査手続の内容	57
	(3) 認定した監査事実	57
	(4) 評価	57
3	資産管理	57
	(1) 監査項目	57
	(2) 監査手続の内容	57
	(3) 認定した監査事実	58
	(4) 評価	58
4	情報管理	58
	(1) 監査項目	58
	(2) 監査手続の内容	58
	(3) 認定した監査事実	58
	(4) 評価	58
5	県費会計	58
	(1) 監査項目	58
	(2) 監査手続の内容	58
	(3) 認定した監査事実	59
	(4) 評価	59
6	県費外会計	59
	(1) 監査項目	59
	(2) 監査手続の内容	59
	(3) 認定した監査事実	59
	(4) 評価	59
7	学校評価・教育職員評価	60
	(1) 監査項目	60
	(2) 監査手続の内容	60
	(3) 認定した監査事実	60
	(4) 評価	60
8	学校の安全管理	60
	(1) 監査項目	60
	(2) 監査手続の内容	60
	(3) 認定した監査事実	60
	(4) 評価	60
第6	浜田水産高校	62

1 勤務管理	62
(1) 監査項目	62
(2) 監査手続の内容	62
(3) 認定した監査事実	62
(4) 評価	62
2 人件費	62
(1) 監査項目	62
(2) 監査手続の内容	62
(3) 認定した監査事実	62
(4) 評価	62
3 資産管理	63
(1) 監査項目	63
(2) 監査手続の内容	63
(3) 認定した監査事実	64
(4) 評価	64
4 情報管理	64
(1) 監査項目	64
(2) 監査手続の内容	64
(3) 認定した監査事実	64
(4) 評価	64
5 県費会計	65
(1) 監査項目	65
(2) 監査手続の内容	65
(3) 認定した監査事実	65
(4) 評価	65
6 県費外会計	65
(1) 監査項目	65
(2) 監査手続の内容	65
(3) 認定した監査事実	65
(4) 評価	65
7 学校評価・教育職員評価	66
(1) 監査項目	66
(2) 監査手続の内容	66
(3) 認定した監査事実	66
(4) 評価	66
8 学校の安全管理	66

(1) 監査項目	66
(2) 監査手続の内容	66
(3) 認定した監査事実	66
(4) 評価	66
第7 隠岐島前高校	67
1 勤務管理	67
(1) 監査項目	67
(2) 監査手続の内容	67
(3) 認定した監査事実	67
(4) 評価	67
2 人件費	67
(1) 監査項目	67
(2) 監査手続の内容	67
(3) 認定した監査事実	67
(4) 評価	67
3 資産管理	69
(1) 監査項目	69
(2) 監査手続の内容	69
(3) 認定した監査事実	69
(4) 評価	69
4 情報管理	69
(1) 監査項目	69
(2) 監査手続の内容	69
(3) 認定した監査事実	69
(4) 評価	69
5 県費会計	70
(1) 監査項目	70
(2) 監査手続の内容	70
(3) 認定した監査事実	70
(4) 評価	70
6 県費外会計	71
(1) 監査項目	71
(2) 監査手続の内容	71
(3) 認定した監査事実	71
(4) 評価	71
7 学校評価・教育職員評価	71

(1) 監査項目	71
(2) 監査手続の内容	71
(3) 認定した監査事実	71
(4) 評価	71
8 学校の安全管理	72
(1) 監査項目	72
(2) 監査手続の内容	72
(3) 認定した監査事実	72
(4) 評価	72
9 魅力化事業	72
(1) 監査項目	72
(2) 監査手続の内容	73
(3) 認定した監査事実	73
(4) 評価	73
第8 横田高校	75
1 魅力化事業	75
(1) 監査項目	75
(2) 監査手続の内容	75
(3) 認定した監査事実	75
(4) 評価	75
第9 飯南高校	77
1 魅力化事業	77
(1) 監査項目	77
(2) 監査手続の内容	77
(3) 認定した監査事実	77
(4) 評価	77
第10 矢上高校	78
1 魅力化事業	78
(1) 監査項目	78
(2) 監査手続の内容	78
(3) 認定した監査事実	78
(4) 評価	78
第11 松江養護学校	80
1 勤務管理	80
(1) 監査項目	80
(2) 監査手続の内容	80

(3) 認定した監査事実	80
(4) 評価	80
2 人件費	80
(1) 監査項目	80
(2) 監査手続の内容	80
(3) 認定した監査事実	80
(4) 評価	80
3 資産管理	81
(1) 監査項目	81
(2) 監査手続の内容	81
(3) 認定した監査事実	81
(4) 評価	81
4 情報管理	82
(1) 監査項目	82
(2) 監査手続の内容	82
(3) 認定した監査事実	82
(4) 評価	82
5 県費会計	83
(1) 監査項目	83
(2) 監査手続の内容	83
(3) 認定した監査事実	83
(4) 評価	83
6 県費外会計	84
(1) 監査項目	84
(2) 監査手続の内容	84
(3) 認定した監査事実	84
(4) 評価	84
7 学校評価・教育職員評価	84
(1) 監査項目	84
(2) 監査手続の内容	84
(3) 認定した監査事実	84
(4) 評価	84
8 学校の安全管理	85
(1) 監査項目	85
(2) 監査手続の内容	85
(3) 認定した監査事実	85

(4) 評価	85
終章	86
第1 監査を終えての所感	86
1 教育コストについて	86
2 監査手続について	86
3 監査の結果について	87
第2 最後に	87

#### 巻末資料

- 1 評価一覧表
- 2 包括外部監査の日程表

## 序章

### 第1 包括外部監査の概要

#### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

#### 2 選定した事件

##### (1) 監査テーマ

県立高等学校及び特別支援学校に係る財務事務の執行及び運営の管理について

##### (2) 監査対象期間

原則として、平成27年度。ただし、必要性があれば他年度も監査対象期間とした。

##### (3) テーマ選定の理由

ア 平成27年度の島根県の当初予算は5299億6630万円であり、そのうち教育費は953億8242万円であり県予算の約18パーセントを占めている。このように、教育費が県予算に占める割合は高く、また、児童・生徒1人当たりにかかる教育コストも高いことが伺われる。したがって、教育に関する施策については、合法性のみならず、3Eの観点から、教育に関する施策の有効性、効率性、経済性を監査する必要性が高いが、過去の島根県の包括外部監査では教育に関する施策については監査テーマとされていない。

イ また、島根県教育委員会は、島根県の子どもの学力低下、学習意欲の低下、規範意識の希薄化、生活習慣の乱れ、いじめや不登校、特別な支援が必要な子どもの増加、体力の低下などの様々な課題に対応すべく、「しまね教育ビジョン21」を策定し（現在は第2期ビジョン）、学校だけではなく、家庭、地域、企業等の多様な主体との連携、協力のもと、県民一体となった施策の推進を図るものとされており、教育に対する県民の関心は高く、情報公開の必要性も高い。

ウ さらに、島根県総合戦略における「しまねに定着、回帰・流入するひとの流れづくり」の中の「地域を担うひとづくり」の施策では、高校等の魅力化・活性化など、教育にも大きな役割が期待されており、島根県の総合戦略上でも教育に関する施策は重要な施策である。このように、いわゆる地方創生戦略の中に高校等の魅力化・活性化事業が組み込まれているケースは全国的に見ても特徴的と思われる、その事業内容を明らかにするとともに、当該事業を包括外部監査の視点から監査する必要性があると考えた。

エ 以上の理由から、本年度の監査テーマを教育に関する施策とすることにしたが、島根県の実施する教育に関する施策は多岐にわたるため、限られた監査資源でそ

の全てを監査することは不可能である。そこで、本監査では、多岐にわたる教育に関する施策の中から、県立学校（県立高等学校及び特別支援学校）の財務事務及び事務の執行を監査することにした。

オ なお、島根県教育委員会は県立学校を所管し、県立学校の財務事務に密接に関わっていることから、島根県教育委員会の財務事務及び事務の執行も監査対象とした。

### 3 包括外部監査の手続

#### (1) 包括外部監査の対象機関

##### ア 監査対象とした県立学校

島根県内にある県立学校の中から、立地、規模、種類、事業内容等を踏まえ、以下の県立学校を監査対象とすることにした。

- ①松江南高校
- ②松江商業高校
- ③隠岐島前高校
- ④宍道高校
- ⑤松江養護学校
- ⑥出雲工業高校
- ⑦出雲農林高校
- ⑧浜田水産高校

また、上記の県立学校の他に、特に、「離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業」の監査のために、以下の県立学校も監査対象とした。

- ⑨横田高校
- ⑩飯南高校
- ⑪矢上高校

##### イ 島根県教育委員会

島根県教育委員会の学校企画課及び特別支援教育課は、上記各県立学校の総務事務等を所管し、同教育委員会の教育施設課は、上記各県立学校の資産に係る財務事務を所管しているなど、同教育委員会と県立学校との間には密接な関りや役割分担があるため、島根県教育委員会も監査対象とした。

また、監査の課程の中で、上記の機関以外の機関からも資料等の入手の必要性があった場合には、上記の機関以外の機関も監査対象とした。

#### (2) 包括外部監査の視点

県立学校の財務事務等が、適法性及び 3E（有効性、経済性、効率性）の各観点から適切かどうか監査した。

なお、本監査における、適法性及び 3E の監査の言葉の定義は以下のとおりである。

#### ア 適法性の監査

県立学校の財務事務等が、法律等に従っているかという観点からの監査である。ここでいう「法律等」の中には、島根県や島根県教育委員会、各県立学校等が定めた規則、規定、ルール等も含まれる。これらの規則、規定、ルール等も法律を遵守するためのものだからである。

#### イ 3Eの監査

県立学校の財務事務等が、①所期の目的を達成し、また、効果をあげているか（有効性）、②費用の節減ができないか（経済性）、③費用に見合った効果が得られているか、または、同じ費用でより大きな効果を得られないか（効率性）という観点からの監査である（地方自治法 252 条の 37 第 1 項参照）。

### (3) 監査手続きの流れ

本監査手続きの流れは、以下のとおりである。なお、巻末に「包括外部監査の日程表」をつけているので参照していただきたい。

#### ア 教育委員会に対するヒアリング

本監査にあたり、まず、県立学校を所管する島根県教育委員会に対して事前ヒアリングを行った。

そして、上記事前ヒアリングで聴取した事項や提出された資料を確認し、リスクの分析等を行うことで、個別の監査項目を設定した。

#### イ 実地監査

上記ヒアリングの後、平成 28 年 9 月下旬から同年 12 月中旬にかけて、実際に監査対象校を訪問し、実地監査を行った。監査は、基本的に 1 日（午前 9 時から午後 4 時）で行い、隠岐島前高校については、フェリーの乗車や宿泊を伴ったため、2 日に分けて行った。

なお、監査対象校のうち、松江南高校、松江商業高校、隠岐島前高校、宍道高校、松江養護学校、出雲工業高校、出雲農林高校、浜田水産高校の 8 校については、監査メンバー 4 人全員で監査行ったが、横田高校、飯南高校、矢上高校の 3 校については、監査メンバー 2 人ずつで監査を行った。

#### ウ 追加ヒアリング

上記実地監査の後、実地監査の課程で生じた疑問点等を、教育委員会や監査対象校に対してヒアリングを行った。また、資料等の提出も求め確認した。

### (4) 監査の結果の表記方法

#### ア 監査の結果の定義について

本監査報告書では、第 5 章及び第 6 章において、包括外部監査を実施した結果（監査の結果）を記載している。

ここでいう監査の結果とは、ある監査項目（監査対象とした個別の項目のことで、例えば、「人件費」や「資産管理」などである。）について、ヒアリングや書類閲

覧等を実施し、そこから認定した監査事実（ヒアリングや書類閲覧等により確証をもって認定できた事実のことである。）について、適法性や 3E の観点からの評価を導くまでの一連の課程を意味する。

したがって、本監査報告書における監査結果は、原則として、①監査項目の明示、②監査手続きの内容、③認定した監査事実、④評価の順に記載している。

#### イ 評価の定義について

本監査報告書では、評価については、「指摘」、「意見」、「指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった」の3区分とした。

このうち、「指摘」は、違法又は不当であり、是正・改善を求めるものであり、「意見」は、違法又は不当ではないが、是正・改善を求めるものである。「指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった」は、指摘にも意見にも該当しないものであり、現時点では是正・改善を求める必要性がないものである。

また、前記で「指摘」又は「意見」とした事項については、できるだけ具体的な是正・改善の内容又は方向性を示すよう心掛けた。なお、巻末に「評価一覧表」をつけているので、それも参照していただきたい。

#### ウ 共通的事項と個別的事項

本監査報告書では、評価の結果について、「共通的事項」を第5章で記載し、「個別的事項」を第6章で記載している。

共通的事項とは、監査対象校で共通的に見られた指摘又は意見の対象となる事項であり、指摘又は意見を付した監査対象校に留まらず、県立学校全体においても同様の問題が生じている可能性が高いものについて、教育委員会のイニシアティブのもと県立学校全体で改善等を図る必要性がある事項を意味する。

これに対して、個別的事項とは、監査対象校で見られた指摘又は意見の対象となる事項であり、監査対象校において改善等を図る必要性がある事項を意味する。

#### (5) 包括外部監査の期間

平成28年4月から平成29年3月

#### (6) 包括外部監査のメンバー

本監査のメンバーは以下のとおりである。

包括外部監査人 峠田晃宏（弁護士）

同補助者 中井洋輔（弁護士）

同補助者 森脇俊樹（公認会計士）

同補助者 高橋七子（有識者）

#### (7) 利害関係

選定した事件について、地方自治法252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第1章 監査対象校の概要

### 第1 松江南高校

#### 1 所在地

島根県松江市八雲台1丁目1番1号

#### 2 設置課程・学科

全日制課程 普通科・理数科

#### 3 定員数

普通科 280名・理数科 40名

#### 4 在籍生徒数

普通科 765名・理数科 106名

合計 871名（内、県外中学校出身生徒数 9名）（平成 28年 5月 1日時点）

#### 5 特色等

松江南高等学校は、昭和 24年 4月 1日に設立された島根県立松江高等学校を前身として、昭和 36年 1月 22日に校名が現在の島根県立松江南高等学校になった。島根県の東部に所在する高校である。

県内でも屈指の進学校であり、平成 28年 3月に卒業した生徒 299名のうち、207名が四年制大学に進学し、28名が短期大学に進学している。

また、部活動も盛んに行われており、優秀な成績を収めている競技が多い。

### 第2 松江商業高校

#### 1 所在地

島根県松江市浜乃木八丁目1番1号

#### 2 設置課程・学科

全日制課程 全科（第1学年）・商業科・情報処理科・国際ビジネス科

#### 3 定員数

全科 200名・商業科 120名・情報処理科 40名・国際ビジネス科 40名

#### 4 在籍生徒数

商業科 219名・情報処理科 79名・国際ビジネス科 80名

合計 578名（内、県外中学校出身生徒数 0名）（平成 28年 5月 1日時点）

#### 5 特色等

松江商業高校は、明治 33年に発足した島根県商業学校を前身として、昭和 23年に校名が現在の島根県立松江商業高等学校となった。このとき、全県下にさきがけて男女共学を実施した。島根県の東部に所在する高校である。

平成 27年度の卒業生の約 7割が進学し、約 3割が就職したが、就職した生徒の島根

県内就職率は約 90% (64 名中 57 名) である。

また、生徒が出資をして設立した「未来創造会社 松商だんだんドットコム株式会社」を通じて、生徒が主体となって、百貨の小売業務、文書作成等サービス業務、食品の加工・販売業務、イベントの企画・運営業務、理容・美容業務、ブライダルプロデュース業務、自動車販売業務、英会話教室業務を行うなど、ユニークな実践的・体験的学習を実施しており、その成果の発表の場でもある「松商だんだんフェスタ」には、多数の地域住民が訪れるなど盛り上がりを見せている。

### 第3 出雲工業高校

#### 1 所在地

島根県出雲市上塩冶町 420 番地

#### 2 設置課程・学科

全日制課程 機械科・建築科・電気科・電子機械科

#### 3 定員数

機械科 (40 名)・建築科 (40 名)・電気科 (40 名)・電子機械科 (40 名)

#### 4 在籍生徒数

機械科 (111 名)・建築科 (112 名)・電気科 (111 名)・電子機械科 (101 名)

合計 435 名 (内、県外中学校出身生徒数 1 名) (平成 28 年 4 月 9 日時点)

#### 5 特色等

出雲工業高校は、昭和 19 年 4 月 1 日に設立された島根県立今市工業高校を前身として、昭和 37 年 4 月 1 日に、現在の島根県立出雲工業高等学校が開校した。島根県の東部に所在する高校である。

平成 27 年度の卒業生 131 名のうち、就職が 95 名、進学が 36 名と就職が多い。また、就職した生徒の県内就職率は約 68% (95 名中 65 名) である。

男子マラソンの強豪校として知られており、部活動も盛んである。

### 第4 出雲農林高校

#### 1 所在地

島根県出雲市下横町 950 番地

#### 2 設置課程・学科

全日制課程 植物科学科・環境科学科・食品科学科・動物科学科

#### 3 定員数

植物科学科 (40 名)・環境科学科 (40 名)・食品科学科 (40 名)・動物科学科 (40 名)

#### 4 在籍生徒数

植物科学科 (116 名)・環境科学科 (100 名)・食品科学科 (120 名)・動物科学科 (111 名)

合計 447 名（内，県外中学校出身生徒数 2 名）

#### 5 特色等

出雲農林高校は，簸川郡今市町外 5 村学校組合立農学校を前身とし，平成 28 年度から現在の島根県立出雲農林高等学校となった。島根県の東部に所在する高校である。

島根の農業教育をリードするリーディングスクールとして，地域農業や農業教育を支える人材の育成に取り組んでいる。

近年は，女子生徒の入学者数が増え，男子生徒よりも女子生徒の方が多く在籍している。

### 第 5 宍道高校

#### 1 所在地

島根県松江市宍道町宍道 1586

#### 2 設置課程・学科

定時制課程 普通科・通信制課程 普通科

#### 3 定員数

定時制課程 普通科（160 名）・通信制課程 普通科（300 名）

#### 4 在籍生徒数

定時制課程 普通科（192 名）・通信制課程 普通科（119 名<sup>1</sup>）

合計 311 名（内，県外中学校出身生徒数 0 名）（平成 28 年 5 月 1 日時点）

#### 5 特色等

宍道高校は，平成 21 年 11 月 1 日に設置された県内でも新しい定時制及び通信制課程の高等学校である。島根県の東部に所在する高校である。

また，中国 5 県ではめずらしく，単位制を採用している。

なお，定時制課程は，午前部（9 時 10 分～12 時 30 分），午後部（13 時 15 分～16 時 35 分），夜間部（17 時 35 分～20 時 45 分）の 3 部制となっており，生徒はいずれかの部に所属している。

定時制課程で在籍できる期間は 6 年間，通信制課程で在籍できる期間は 10 年間と定められている。

### 第 6 浜田水産高校

#### 1 所在地

島根県浜田市瀬戸ヶ島町 25 番地の 3

#### 2 設置課程・学科

全日制課程 海洋技術科・食品流通科・専攻科

#### 3 定員数

---

<sup>1</sup> 平成 28 年度入学生のみ（松江北高校通信制課程からの転入生を除く）

海洋技術科（40名）・食品流通科（40名）・専攻科（20名）

4 在籍生徒数

海洋技術科（70名）・食品流通科（53名）・専攻科（17名）

合計 140名（内、県外中学校出身生徒数 22名）（平成 28 年 4 月時点）

5 特色等

浜田水産高校は、昭和 23 年 4 月 1 日に設立され、隠岐水産高校と並び、島根県の水産教育を担っている。島根県の西部に所在する高校である。

大型実習船「神海丸」を利用した太平洋での長期海洋実習など、水産高校の特色を生かした教育を実施している。

県外からも目的意識の高い生徒が多数入学しており、県外中学校出身生徒からの関心も高い。

第 7 隠岐島前高校

1 所在地

島根県隠岐郡海士町福井 1403

2 設置課程・学科

全日制課程 普通科

3 定員数

普通科（80名）

4 在籍生徒数

普通科（180名）

合計 180名（内、県外中学校出身生徒数 73名）

5 特色等

隠岐島前高校は、昭和 30 年 4 月 1 日に定時制課程の高校として開校した。昭和 33 年 4 月 1 日から全日制課程に切り替えられ今日に至る。日本海にある隠岐諸島に所在する高校である。

高校の魅力化事業に取り組んでおり、その成果もあって、島前 3 町村（海士町、西ノ島町、知夫村）のみならず県外からも多数の生徒が入学している。在籍生徒数に占める県外生の割合は 40%に達する。

隠岐島前高校の特色ある教育プログラムや公営塾の設置等の地元海士町の支援などは全国からの関心も高い。

第 8 横田高校

1 所在地

島根県仁多郡奥出雲町稲原 2178 - 1

2 設置課程・学科

全日制課程 普通科

3 定員数

普通科（120名）

4 在籍生徒数

普通科（258名）

合計 258名（内、県外中学校出身生徒数 10名）

5 特色等

横田高校は、明治 39 年に設立された横田村立実業補習学校を前身とし、昭和 23 年に現在の島根県立横田高等学校となった。島根県の東部中山間地域に所在する高校である。

男女のホッケー部の全国的な強豪校であり、全国高校総体、国民体育大会、高校選抜大会で幾度も優勝するなど輝かしい実績を誇る。

また、監査対象校の中では、隠岐島前高校及び飯南高校とともに、島根県教育委員会の高校魅力化事業の第 I 期校として、高校の魅力化事業に取り組んでいる。

第 9 飯南高校

1 所在地

島根県飯石郡飯南町野萱 800

2 設置課程・学科

全日制課程 普通科

3 定員数

普通科（80名）

4 在籍生徒数

普通科（203名）

合計 203名（内、県外中学校出身生徒数 21名）

5 特色等

飯南高校は、昭和 23 年 7 月 15 日に設立された島根県立川本農林高等学校赤名分校（定時制課程）を前身とし、昭和 35 年 4 月 1 日に全日制課程に切り替わり、昭和 38 年 4 月 1 日に現在の島根県立飯南高等学校となった。島根県の中部中山間地域に所在する高校である。

県内で唯一の中高一貫教育を実施する高校である。

また、監査対象校の中では、隠岐島前高校及び横田高校とともに、島根県教育委員会の高校魅力化事業の第 I 期校として、高校の魅力化事業に取り組んでいる。

## 第10 矢上高校

### 1 所在地

島根県邑智郡邑南町矢上 3921

### 2 設置課程・学科

全日制課程 普通科・産業技術科

### 3 定員数

普通科（60名<sup>2</sup>）・産業技術科（90名<sup>3</sup>）

### 4 在籍生徒数

普通科（160名）・産業技術科（77名）

合計 237名（内、県外中学校出身生徒数 30名）

### 5 特色等

矢上高校は、明治 25 年に設立された組合立高等小学校を前身とし、昭和 23 年に、現在の島根県立矢上高等学校となった。島根県の中部中山間地域に所在する高校である。

地元邑南町一帯は古くから砂鉄の宝庫として「たたら」を経営する農鉦村として栄え、古墳、城跡も数多く存在する。また、周囲を山々に囲まれた優れた自然環境にあり、このような歴史的文化や自然環境の中で、地域に根差した教育が展開されている。

また、島根県教育委員会の高校魅力化事業の第Ⅱ期校として、高校の魅力化事業に取り組んでいる。

## 第11 松江養護学校

### 1 所在地

島根県松江市西川津町 31 番地

（乃木校舎：島根県松江市乃木福富町 733 - 2、乃木実習場：島根県松江市浜乃木 5 丁目 10 - 46、安来分教室：島根県安来市佐久保町 115）

### 2 設置課程・学科

小学部・中学部・高等部

### 3 在籍児童・生徒数

小学部（62名）・中学部（51名）・高等部（173名）

合計 286名（内、県外中学校出身児童・生徒数 0名）（平成 28 年 5 月 1 日時点）

### 4 特色等

松江養護学校は、昭和 54 年 3 月 9 日に設立され現在に至る。島根県東部に所在する特別支援学校である。

障がいのある児童生徒等の教育の場として、他の特別支援学校とともに重要な役割

---

<sup>2</sup> 平成 27 年度より定員が 80 名から 60 名となった。

<sup>3</sup> 平成 27 年度より定員が 40 名から 30 名となった。

を担っている。

高等部では、平成 27 年度入学生から、「総合コース」と「職業コース」の 2 つのコース制を開始し、生徒一人一人のニーズに合わせたよりきめの細かい教育を実施している。

## 第2章 監査の着眼点

### 第1 監査項目の決定までの経緯

#### 1 事前ヒアリングの実施

本年度の監査テーマを、前記のとおり、「県立高等学校及び特別支援学校に係る財務事務の執行及び運営の管理について」と決定したのは、平成28年8月のことである。

監査テーマを決定した後、我々監査チームは、まず、県立学校の財務事務等に関する一般的、専門的な知識を得ることや、適法性や3Eの観点からリスクのありそうな県立学校の具体的な財務事務等を抽出するために、県立学校を所管する島根県教育委員会に対しヒアリングを実施することに決め、平成28年8月中旬から9月中旬にかけて実際に事前ヒアリングを実施した。

#### 2 監査項目の決定

事前ヒアリングの結果、監査対象校において、以下の項目について監査することを決めた。

##### (1) 勤務管理

教職員の中でも特に教育職員については、部活動の指導等で多忙なイメージがあり、長時間労働も常態的に生じている印象があった。

事前ヒアリングの結果でも、やはり教育職員は多忙なのだと感じた。

また、事前ヒアリングにおいて、教育職員にはいわゆる時間外手当が支給されない、すなわち、残業時間という概念がそもそもないということや、タイムカード等により勤務時間が把握されていないことを知った。

しかし、近時、長時間労働による過労死の問題等で、労働者の長時間労働の抑制のための方策が様々議論されている状況であり、そのような長時間労働による過労死の問題は教育現場においても当てはまる問題であるから、教育職員の勤務時間を適切に把握する必要があるのではないかと考えた。

そこで、教育職員の勤務時間の管理について、特に、適法性の観点から問題がないか監査することを決めた。

##### (2) 人件費

前記のとおり、島根県教育委員会の平成27年度の予算・決算額の8割以上を人件費が占めており、教職員が島根県の教育の重要な資本となっていた。

したがって、人件費については、適法性及び3Eの観点から監査する必要性が高いと考えた。また、人件費の中から適法性や3Eの観点からリスクの高いものを抽出することにしたが、給与のうち、給料等の給料表や職務の級、号給等によって機械的

に算出されるものについてはそのリスクは低い印象を持った。これに対して、教育職員に対して支給される部活動手当等の特殊勤務手当などについては、手当支給要件の認定に人為性が介在しており、リスクが高い印象を持った。

そこで、各監査対象校から3~4名程度の教育職員を抽出し、特殊勤務手当等の支給手続きに問題がないか監査することを決めた。

また、旅費についても、同様にリスクが高いと考え、監査することを決めた。

### (3) 資産管理

事前ヒアリングの結果、県立学校には施設、設備、備品等の様々な資産が存在し、しかも、県の費用で購入したもののみならず、例えばPTA（私費）で購入したものもあり、その所有権の帰属先も様々である。

そのように所有権の帰属先の異なる様々な資産が混在する県立学校において、適法性及び3Eの観点から、適切な資産管理が行われているか監査する必要性は高いと考えた。

そして、本監査では、特に、管理リスクが高いと思われた現金等や物品の管理について監査する必要があると考えた。

そこで、資産管理について監査することを決めた。

### (4) 情報管理

県立学校においても、生徒の成績等の重要な個人情報を取り扱っており、情報管理は他の県機関と同様に重要である。

そして、事前ヒアリングの結果、教職員には一人ひとりにパソコンが割り当てられ、またUSBの貸し出しも行われているほか、生徒もパソコン教室等でパソコンを利用するなど、情報漏洩し得る機会も多い印象を有し、適切な情報管理が求められていると感じた。

そこで、情報管理について監査することを決めた。

### (5) 県費会計

事前ヒアリングの結果、県立学校においても、学校施設・設備の管理、保守や備品の購入等で多くの契約が介在していることが伺われた。また、契約には、島根県会計規則で、契約書の記載事項や契約手続等について細かく定められ、特に適法性の観点から少なからずリスクが存在するものと考えた。

さらに、契約のほかにも、県費については、未収金の管理の適正性等も問題となりうると考えた。

そこで、県費会計について監査することを決めた。

### (6) 県費外会計

県立学校では、県のお金を扱う以外にも、生徒等から集めたお金やPTA等のお金などいわゆる私費を扱っている。それらのお金は県費ではない（その意味で県費外会計）が、学校がそれらのお金の入出金管理をする以上、学校の財務事務として本

監査の対象となることは当然であるし、事前ヒアリングの結果、島根県の県立学校において過去に不適切な県費外会計があり、その管理方法を改善した経緯があることが分かり、その管理が適法性や3Eの観点から問題がないか監査することが必要と考えた。

そこで、県費外会計について監査することを決めた。

#### (7) 学校評価及び教育職員評価

前記のとおり教職員は教育の重要な資本であり、教職員の資質・能力の確保も重要である。教職員の資質・能力の確保のためには、教職員が目標を立て、それを実行し、その結果を第三者が評価し、次の課題に結び付けるといふ、いわゆるPDCAサイクルが必要であり、教育職員評価はその手段の一つとなっている。

また、学校が魅力的でなければ、生徒が集まらず、保護者や地域の協力も得られない。したがって、学校についてもPDCAサイクルは必要であり、学校評価はその手段の一つとなっている。

そこで、学校評価及び教育職員評価について監査することを決めた。

#### (8) 学校の安全管理

自然災害のリスクや生徒が事件に巻き込まれるリスクは学校の内外において不可避的に生じるものであり、学校は、それらのリスクに備え、適切な対策をとることが求められる。

ただし、対策といっても様々なものがあり、その全てを監査することはできないが、最低限、法律上その策定が要求される安全計画や保健計画等を策定し実行することができているかについて監査する必要性があると考えた。

そこで、学校の安全管理について監査することを決めた。

#### (9) 魅力化事業

島根県では、前記のとおり、県立高校の魅力化事業を島根県総合戦略の一つに位置づけ、離島中山間地域の県立高校や市町村等で構成される団体に対して交付金を交付している。このような事業は、他県からも関心を集めており、特に、この事業のリーディングモデルとされる隠岐島前高校では、多くの県外生が入学し、「島留学」との言葉も浸透するなどの成果をあげている。

しかし、他方で、県立高校は県民のための学校であり、県費で県外生を教育することがそもそも妥当なのか、妥当であったとしても県外生が入学することが魅力化事業の評価にどうつながるのか、魅力化事業の事業成果はどのようなものなのか、魅力化事業と県立高校の統廃合との関係はどのように考えるのかなどの疑問点も生じた。

そこで、魅力化事業について監査することを決めた。

## 第2 監査項目

### 1 監査対象校に対する監査項目

監査対象校に対する監査項目は次のとおりである。

- ・勤務管理  
教育職員の勤務管理に係る財務事務
- ・人件費  
教育職員の給与及び旅費に係る財務事務
- ・資産管理  
資産管理に係る財務事務
- ・情報管理  
情報管理に係る財務事務
- ・県費会計  
県費会計に係る財務事務
- ・県費外会計  
県費外会計に係る財務事務
- ・学校評価及び教育職員評価  
学校評価及び教育職員評価に係る財務事務
- ・学校の安全管理  
学校の安全管理に係る財務事務
- ・魅力化事業  
離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業に係る財務事務

### 2 教育委員会に対する監査項目

教育委員会に対する監査は、前記監査対象校の監査項目と同じ項目に対して必要な範囲内で実施するとともに、学校の規模・配置についても監査を実施した。

## 第3 監査の着眼点

### 1 適法性の観点

法律による行政という言葉があるように、行政の行う財務事務は法律や条例等に基づいているのであり、そのことは教育事業に係る財務事務についても全く変わらない。

したがって、教育事業に係る財務事務は、法律や条例、規則等に基づいて実施されなければならない。また、それらの法律等を守るために様々な内部ルール等が定められているが、当然、それらの内部ルール等も守らなければならない。なぜならば、法律等を守るための内部ルールに違反すれば、それは結局は法律等に違反することにつながり

かねないからである。

よって、本監査は、教育事業に係る財務事務が法律等やそれを守る内部ルール等に違反していないかという適法性の観点からの監査を常に意識して実施した。

その結果、適法性の観点から指摘又は意見を付したものが多々あった。

## 2 3Eの観点

監査人は、当初、県立学校の学校別の教育コスト（生徒一人当たりにかかる教育コスト）を算出することを考えていた。3Eの観点から監査を行うにあたっては、教育コストを認識することが必要と考えたからである。

しかし、島根県教育委員会は、そのような教育コストを把握しておらず、そもそも教育事業において教育コストを把握することに対して懐疑的であるとの印象を受けた。

確かに、教育事業においては、達成すべき成果が生徒の学力や進学率など数値化できるものに限らず、生徒の人間力等の数値化できないものもあり、単純に教育コストを減らせばよいというものでもなく、その意味でそもそもコストの議論になじまない側面があることは事実である。

また、教育事業においては教職員の人件費が大半を占め、しかも人件費は、使用者である島根県教育委員会等と労働者である教職員との間で自由な交渉により決定できるものではなく、法律により定員数に従って算出された教職員に、法律等や政策により決定された給料が支払われるので、単純に人件費が高いとか安いなどのコストの議論をすることは適切ではなく、定員数の相当性等の観点も密接に関連してくる。

しかし、例えば、教職員の勤務内容に焦点を当て、人件費に見合った勤務内容か否かなど、人件費が有効に活用されているかといった有効性の観点からの監査は可能であるし、人件費以外の、例えば、教育財産の取得に係る経費について、経済性等の観点から監査を行うことは可能である。

そのようなことから、本監査では、教育事業においても3Eの観点からの監査も重要であるとの認識のもと監査を実施した。

その結果、監査結果では、3Eの観点から指摘ないし意見をつけたものもある。

## 第3章 監査の結果（共通的事項）

### 第1 勤務管理

#### 1 監査項目

教育職員の勤務管理に係る財務事務

#### 2 監査手続の内容

省略。

#### 3 認定した監査事実

省略。

#### 4 評価

##### (1) 意見①

##### ア 意見の内容

教育職員の勤務時間を適切に把握するよう改善を求める。

##### イ 対象課等

学校企画課，福利課，県立学校

##### ウ 理由及び改善の方向性

##### (ア) 労働基準法上の勤務時間把握の責務

県立学校についても労働基準法 32 条等の労働時間に関する規定が適用されるのであるから、県立学校の校長等の使用者は、労働者たる教職員の労働時間を適切に把握する責務を有している。厚生労働省が定めた「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」はその責務を明確化し、具体的な労働時間把握のガイドラインを示している。

##### (イ) 労働安全衛生法上の勤務時間把握の責務

長時間労働に対する規制については従前から様々に議論され、法整備も検討、施行されてきたが、大手広告会社の新入社員が過酷な長時間労働により過労死した事件などを契機として、長時間労働に対する一層の規制の必要性が社会で様々に議論されている。長時間労働による過労死は、教育現場でも現に生じ、また、生じる危険性があり、教育現場においても、教職員の長時間労働の見直しなどの議論がされているところである。

そして、島根県教育委員会の福利課は、労働安全衛生法の定めに従い、教育職員の長時間労働を把握し、長時間労働者に対して医師による面接指導を行うための取組を実施している。

仮に、労働者の長時間労働による過労死等が生じた場合には、使用者に対して法的、社会的責任が問われる可能性があり、使用者は、いわゆる安全配慮義務の観点からも、労働者の労働時間を適切に把握し、過労死等を防止するために

労働環境に配慮する義務を負っているものといえ、これは県立学校においても同じである。

(ウ) 勤務時間を適正に把握する責務があること

以上のとおり、労働基準法上も、また、労働安全衛生法上からも、県立学校の校長等には、教職員の勤務時間を適正に把握する責務があることが明らかである。なお、教育職員に対しては労働基準法上の時間外割増賃金の規定が適用除外となっているが、適用除外になっているからといって労働時間を把握する責務まで排除されるわけではなく、前記のとおり、労働基準法上の労働時間の管理把握義務や前記厚生労働省の基準は県立学校にも適用される。

(エ) 出退勤状況記録表について

島根県の県立学校では、教育職員が出退勤状況記録表に出退勤時刻を記録する運用がなされている。この出退勤状況記録表は、福利課が、労働安全衛生法の定めに従い、医師による面接指導の実施が必要な教育職員を把握するための記録である。監査対象校では、この出退勤状況記録表により、教育職員の出退勤時刻の管理がなされている状況であった。

しかし、この出退勤状況記録表は、前記のとおり、面接指導が必要な教育職員を把握する目的のものであるし、その記録内容の正確性にも問題があった。

すなわち、教育職員が特殊勤務手当の請求のために給与等事務システムに入力した勤務時間に関する入力内容と出退勤状況記録表の記録の記載内容との比較を行ったところ、内容が一致しないケースが多々見られた。例えば、部活動指導の時間について、給与等事務システムの従事内容欄に入力された部活動指導時間が午前 9 時から午後 2 時までとなっているが、出退勤状況記録表の出退勤時刻が午前 9 時から午後 0 時までとなっている場合など、給与等事務システムに入力された部活動指導時間よりも出退勤状況記録表上の出退勤時間の方が短い場合には、記録内容に疑義が生じざるを得ない。

そのような不一致等の原因の一つとして考えられるのは、教育職員が、給与等事務システムなり出退勤状況記録表に、出退勤時刻等の勤務時間をその日のうちに入力ないし記載せず、後でまとめて入力ないし記載したため、入力ないし記載した内容が不正確なものとなり、入力ないし記載した内容に不一致等が生じたものと思われる。不一致等が生じた項目について、給与等事務システムと出退勤状況記録表に入力ないし記載された情報のいずれが正しいのかは直ちに判別できなかったが、少なくともいずれかが正しくないものと思われる。

このように、出退勤状況記録表の記録の正確性には問題があり、労働基準法上要求される勤務時間の把握の水準を満たしているとは言い難い。

(オ) 勤務時間を適正に把握する必要性

教育職員の長時間労働の実態を適正に把握するためにも、教育職員の勤務時

間を正確に把握することが必要不可欠である。

特に、本監査の結果、宍道高校以外の監査対象校において、月の時間外労働時間数が80時間を超えた月が年間で6か月以上ある教育職員が存在し、月100時間、120時間、160時間を超える時間外労働をする教育職員も存在するなど、教育職員に長時間労働が蔓延している実態が明らかとなった。このような状況に鑑みると、教育職員の勤務時間を正確に把握し、長時間労働者を漏れなく補足することで、長時間労働者の健康状態等に留意し、問題があれば医師による面接指導を実施する必要性が非常に高いといえる。

また、勤務時間の正確な把握がなされていない場合、仮に教育職員が長時間労働を起因として疾患等を発症したり死亡した場合に公務災害認定に支障を生じかねない。

さらに、教育職員の勤務時間を適正に把握しなければ、勤務時間等によって支給の要否や支給金額が定まる特殊勤務手当等の手当の支給手続が適正さを欠く危険性が生じる。現に、監査の結果、手当支給要件に該当しないにも関わらず手当が支給されていた事例も確認されたが、その原因は、教育職員の勤務時間を適切に把握できていなかったことにあると考えられる。

#### (カ) 改善の必要性と方向性

以上のとおり、特に県立学校の教育職員については、労働基準法上の水準に適うような出退勤時刻等の勤務時間の把握がなされていないことから、労働基準法や前記基準を踏まえ、県立学校の校長等が教育職員の出退勤時刻等の勤務時間を適切に把握するよう改善が必要である。

具体的な是正の方向性としては、前記基準は、教育職員の始業・終業時刻を確認及び記録する方法として、原則、学校長等による現認による確認及び記録か、タイムカード等による確認及び記録によるものとしているので、まずは、そのような方法が可能かどうかにつき検討することが必要である。

しかし、学校長等が現認により教育職員の始業・終業時刻を確認及び記録することは、特に部活動の指導を行う教育職員に対する方法としては現実的ではないであろうし、タイムカード等についても費用等の面で現実的ではないかもしれない。そのような場合には、教育職員の自己申告による始業・終業時刻の確認及び記録も可能であるが、やむを得ずその方法を導入する場合には、前記基準に従い、記録の正確性を確保するためにも、教育職員に対する十分な事前説明、指導を実施した上で、必要に応じ、自己申告された始業・終業時刻と実際の始業・終業時刻とが整合しているかどうか調査するなどの措置を徹底する必要がある。

また、教育職員の過労死等の防止のために学校が負う安全配慮義務の適切な履行のためには、労働時間の把握と分析が不可欠である。出退勤状況記録表な

どをもとに集計資料を作成している高校においても、「100 時間」のみでなく、80 時間・120 時間・160 時間と言う指標を設定したり、数か月にわたる長時間の時間外労働が連続しているかどうかを確認するなど、より精度の高い分析の工夫をして安全配慮義務履行の具体化に役立てていくことが必要である。

さらに、県立学校の校長等が教育職員の勤務時間を適正に把握するためには、教育職員の協力も不可欠である。しかし、前記のとおり、現状では、教育職員の勤務時間の申告内容の適正性が担保されるような運用・仕組みになっていない。かかる状況に鑑みれば、公務災害が問題となるような事象が発生した場合、当該教育職員が、実体としては公務災害となるような過重な時間外労働の状態にあったとしても、記録が不正確で実体が反映されていないために公務災害認定が受けられなくなるという事態も十分想定される。正確な時間外労働時間の把握と記録は、管理者だけではなく教育職員にとっても有益な事であることを個々の教育職員がきちんと理解した上で、より正確により確実に記録と保管がなされるよう、今一度時間外労働時間把握の重要性をすべての関係者にアナウンスすることが重要であろう。また、より具体的には、原則、勤務時間はその日のうちに給与等事務システムや出退勤状況記録表に入力ないし記載するなどの方法も検討されるべきである。

## (2) 意見②

### ア 意見の内容

いわゆる過労死ラインを踏まえ、月 80 時間以上の時間外労働をした教育職員を把握し、面接指導の必要性を適切に判断できるように改善を求める。

### イ 対象課等

福利課

### ウ 理由及び改善の方向性

前記のとおり、労働安全衛生法 66 条の 8 で面接指導の対象となるのは、月 100 時間を超える時間外労働をした労働者であり(同法規則 52 条の 2)、これを踏まえ、島根県教育委員会の要項でも、月 100 時間を超える時間外労働を基準に面接指導の対象者を選別している。

しかし、労働安全衛生法 66 条の 9 は、前記の長時間労働者に該当しない場合でも、長時間の労働により疲労の蓄積が認められ、又は、健康上の不安を有している労働者からの申出があった場合などにも、医師による面接指導を実施するか、あるいは面接指導に準ずる措置をとるよう努めなければならないと定めている。

さらに、例えば、脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について』(平成 13 年 12 月 12 日付け基発第 1063 号厚生労働省労働基準局長通達)によれば、発症前 1 か月間におおむね 100 時間又は発症前 2 か月間ないし 6 か月間にわたって、1 か月当たりおおむね 80 時間を超える時間外労働が認

められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされている。つまり、脳血管疾患等を発症する2か月間から6か月前にわたって月80時間を超える時間外労働があった場合には、当該疾患の発症との間に因果関係が認められる可能性が高い。このようなことから、一般に、いわゆる過労死ラインには、2か月間ないし6か月間にわたって月に80時間を超える時間外労働が認められる場合も含まれる。

また、政府は、長時間労働に対する労働基準監督署の立ち入り調査の基準を月100時間から月80時間に引き下げる方向のようである。

このような状況を踏まえると、月100時間には満たないが、月80時間を超える教育職員を把握し、面接指導の必要性を判断するのが望ましいといえる。

そこで、出退勤状況記録表により、月80時間以上の時間外労働をした教育職員を把握し、面接指導の必要性を適切に判断できるように改善を求める。

### (3) 意見③

#### ア 意見の内容

教育職員が生徒の指導に関わる業務に対してより多くの正規の勤務時間を割けるように、業務の負担、配分等の見直しをするなど改善を求める。

#### イ 対象課等

学校企画課，県立学校

#### ウ 理由及び改善の方向性

学校は生徒を教え育てる場所であり、教師は生徒を教え導く重要な教育資本である。これは、県立学校においても同様である。そうすると、本来、教師が日々行う業務の中で、最も時間を割かれるべき業務は、生徒の指導に直接関わる業務であろう。

また、島根県教育委員会の予算・決算額の大部分は教職員の人件費である。この人件費は、本来、生徒の指導に直接関わる業務に対して出来るだけ多く費やされるべきであり、もし仮に、生徒の指導に直接関わらない業務に対して多く費やされているのであれば、人件費の有効活用とは言えないであろう。

この点、前記のとおり、高等学校及び特別支援学校の双方で、教育職員が、生徒の指導に直接関わらない業務である校務分掌に係る業務に多くの時間を費やし、心理的負担感も大きい。

反対に、教育職員が大きなやりがいを感じている児童・生徒指導に割いている時間は少なく、その原因は、おそらく前記校務分掌に係る業務に多くの時間を割くため、児童・生徒指導に割ける時間が少なくなるのであろう。

このように、高等学校及び特別支援学校の双方で、教育職員が生徒の指導に直接関わらない業務（校務分掌に係る業務等）に多くの時間を割き、その分、児童・生徒指導等の生徒の指導に直接関わる業務に割ける時間が少なくなっている。これでは教育職員の勤務時間の有効活用とならないし、人件費の有効活用ともなら

ず、3Eの観点からは是正が必要と考える。

したがって、多くの教育職員が心理的負担を感じ、多くの時間を割いている校務分掌に係る業務の削減、見直し等により、教育職員がより生徒の指導に直接関わる業務に正規の勤務時間を割けることができるように、教育職員の業務の負担、配分等の見直しの検討を求める。

なお、この意見の趣旨は、決して教育職員が生徒の指導に係る業務だけに従事すればよいという趣旨ではなく、教育職員の生徒の指導に係る業務と事務的な業務の比重のバランスをより生徒の指導に係る業務に置いていただきたいという趣旨であることを付言しておく。

#### (4) 意見④

##### ア 意見の内容

事務の見直し、削減、効率化、事務職員の増員など、教育職員の長時間労働を抑制するための措置を実施するよう改善を求める。

##### イ 対象課等

学校企画課，県立学校

##### ウ 理由及び改善の方向性

前記のとおり、長時間労働は教職員の心身を疲弊させ、心臓疾患や脳疾患、精神疾患等の疾患を生じさせる危険性が高まり、最悪の場合命を奪う危険性がある。

しかし、監査対象校においては、特に部活動顧問の教育職員を中心に、月に100時間以上の残業をしている教育職員も存在し、中には月に200時間を超える残業をしている教育職員も存在した。これらの教育職員については、前記疾患のリスクが高いと言わざるを得ず、長時間労働の抑制のために、長時間労働の原因の分析と対策が急務と思われる。

教育職員の長時間労働の原因は、部活動指導だけが原因ではなく、学校事務の多さにも原因があるものと思われる。

したがって、部活動の指導については、既に行われている外部指導者の活用等により部活動顧問の負担を軽減したり、学校事務については事務の削減や見直し、効率化を図るなどの対策が必要と考える。

ただし、学校事務については、それを主に担う事務職員については、現状でも既に負担超過の状態と思われ、長時間労働の抑制のためには事務職員の増員も重要と思われる。

したがって、教育職員の長時間労働を抑制するために、学校事務の見直し、削減、効率化、事務職員の増員などの措置について検討を求める。

## 第2 人件費

### 1 監査項目

教育職員の給与及び旅費に係る財務事務

### 2 監査手続の内容

省略。

### 3 認定した監査事実

省略。

### 4 評価

#### (1) 意見

##### ア 意見の内容

各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。

##### イ 対象課等

総務課，県立学校

##### ウ 意見の理由及び改善の方向性

全体を通してみると、手当支給の申請時点で支給要件を満たしていることが確認できない手当の支給が、特殊勤務手当で5件、産業教育手当で2件あった。また、支給された手当の発生源に係る勤務時間と出退勤状況記録表に記録された勤務時間とに齟齬が確認されたものが、特殊勤務手当・産業教育手当で非常に多数確認された。

前者については、決裁者が申請内容をきちんと確認していれば生じなかったことが明らかなものであり、決裁自体が形骸化して機能していないことが強く推認される。また、後者のようなケースが多数存在することは、申請者の自己申請のみに依拠して支給を行うことには明確な限界があることを意味している。

かかる検証を踏まえると、まずは申請者において、従事内容欄の時間記載や、出退勤状況記録表の記録を正確に行うことを改めて徹底すべきである。

そして、より根本的原因には、監査対象校をはじめ、県立学校において、タイムカード等により教育職員の勤務時間が記録・保存されていないことがある。

前記の「勤務管理」で指摘したとおり、県立学校の校長等使用者にも教育職員の勤務時間を適正に把握する労働基準法上の義務があり、タイムカード等により教育職員の勤務時間が客観的に把握されていないこと自体が極めて問題であり、まさにこのことが、前記諸問題の根本的な原因となっていることが伺える。

なお、現在、県立学校では、教育職員が出退勤状況記録表を作成しているが、これは後記で述べるとおり、長時間労働者に対する医師の面接指導を実施すべき教育職員を把握するために作成されるものであり、労働基準法上求められる勤務

時間の把握のためのものとは性質が異なり、単純に、出退勤状況記録表をもって労働基準法上の勤務時間の把握に代替することはできないと考える。

したがって、各種手当の支給の適正を図るためにも、第一に、教育職員の勤務時間の適正な把握をし、手当の申請者及び決裁権者双方が手当支給要件を適切に判断できるよう、手当支給手続の改善が必要である。

また、旅費については今回の調査では問題は見つからなかったところであるが、これは特殊勤務手当と異なって旅費については支給前に資料に基づく支給要件確認が制度上なされているところが大きいと思われる。そうすると、やはり、特殊勤務手当・産業教育手当・宿日直手当では、一部の手当を除き資料貼付がなく決裁者における実質的な確認がなされていないこと、従事時間が支給要件を構成するにも関わらず従事時間を確認できる客観的な資料がないことなどが問題であるといえる。今後は、資料貼付・タイムカード等による正確な時間（せめて出退勤時間）の把握により、申請者決裁者双方がより精度の高い申請・決裁が出来るようにすべきである。

### 第3 資産管理

#### 1 監査項目

資産管理に係る財務事務

#### 2 監査手続の内容

省略。

#### 3 認定した監査事実

省略。

#### 4 評価

##### (1) 指摘

##### ア 指摘の内容

物品一覧表と現物との照合を定期的を実施し、その結果を記録として保存するよう改善を求める。

##### イ 対象課等

県立学校

##### ウ 理由及び改善の方向性

上記実在性及び網羅性を検証する監査手続を実施した結果、ほぼ全ての県立学校で、物品一覧表と現物の不一致が散見された。その原因は、物品の登録漏れや除却漏れであった。したがって、現状の物品一覧表の記載及び現物の管理は十分に行われているとは言えない。

県立学校における教育用の備品は、学校教育になくてはならないものであり、島根県にとっても非常に重要な財産である。かといって、毎年すべての物品を各

学校の事務局担当者が調査することは県立学校の人的資源を考慮すると現実的ではない。また、教育用の物品については、現物があればいいというものではなく、適切に保管し、必要があれば修繕も行い、安全面にも配慮し事故等が起こらないよう管理しなければならず、当該分野の専門的な知識が必要な場合もある。

そこで、例えば夏休み等の期間中に各物品の保管担当の教育職員に物品一覧表を配布し、物品一覧表との現物照合を行ってもらおうというような方法もある。その際の現物照合は少なくとも二人で実施し、その結果を記録として残しておく必要がある。加えて、今後の物品管理をより効果的かつ効率的に行うために、証票が貼付されていない物品については証票の貼付を徹底していただきたい。

#### 第4 情報管理

##### 1 監査項目

情報管理に係る財務事務

##### 2 監査手続の内容

省略。

##### 3 認定した監査事実

省略。

##### 4 評価

###### (1) 意見①

###### ア 意見の内容

パソコンの管理規程を現状に見合った内容に改定するなどの改善を求める。

###### イ 対象課等

学校企画課

###### ウ 理由及び改善の方向性

教育用パソコン及び教科用パソコンの管理・運用について適用される「島根県立学校電子情報安全対策要領」の中の個人情報等の A ランクに該当する情報は、現在、教務用標準パソコンでしか取り扱うことができず、しかも、校務用標準パソコンの管理・運用については情報政策課の「情報セキュリティポリシー」等が適用される。つまり、「島根県立学校電子情報安全対策要領」の一部の規程については通用力を失っている状態であるため、教育用パソコン及び教科用パソコンの現状の管理・運用に即した規程の改訂が必要である。

この点については、教育用パソコンのサーバーの入れ替えが今年度予定されており、学校企画課がそれにあわせて「島根県立学校電子情報安全対策要領」の改訂をする予定とのことであるから、是非実行していただきたい。

###### (2) 意見②

###### ア 意見の内容

USB の目視確認の頻度を適切な頻度とするよう改善を求める。

イ 対象課等

学校企画課，県立学校

ウ 理由及び改善の方向性

教育職員用の USB の管理・運用について，学校企画課が定めた「教育職員用公用 USB メモリ利用上の遵守事項」によれば，週 1 回の目視による所在確認を実施するものとされているが，監査対象校で週 1 回の目視による所在確認を実施している学校は少なかった。

教育職員用の USB については，平成 24 年度から平成 26 年度までに 5 件の紛失事例があった。平成 27 年度は紛失事例がなかったものの，紛失のリスクがまだないとはいえ，そのようなリスクを低減するためにも目視確認を実施する必要性は高いといえるが，その頻度が週 1 回が妥当か否かについては，現状を踏まえると検討が必要と思われる。

なお，事務職員用の USB の目視による所在確認の頻度は，情報政策課が定めた規程により月に 1 回である。

そこで，情報政策課の規程に合わせるなど，目視による所在確認の頻度の見直しが必要と思われる。

## 第 5 学校規模・配置

### 1 監査項目

学校規模・配置等の再編成に係る財務事務

### 2 監査手続の内容

省略。

### 3 認定した監査事実

省略。

### 4 評価

#### (1) 意見

##### ア 意見の内容

県立高等学校の定時制の定員数について，適切な定員数となっているか検討を求める。

##### イ 対象課等

学校企画課

##### ウ 理由及び改善の方向性

県立高等学校の定時制については，いずれの高校も生徒数が入学定員数を大幅に下回っており，特に，松江工業高校の定時制については，生徒数が入学定員数の 5～12%に過ぎないなど，定員数が過剰であると言わざるをえない。

既に数校の定時制を統合して宍道高校を設立するなど定時制高校の再編も検討及び実行されているところであるが、前記のように定員数についての検討も必要と考える。

## 第6 県費会計

### 1 監査項目

県費会計に係る財務事務

### 2 監査手続の内容

省略。

### 3 認定した監査事実

省略。

### 4 評価

#### (1) 意見

##### ア 意見の内容

各県立学校において共通ないし類似する物品等の購入やサービスについて契約をする場合に、それらについては、可能な限り、県立学校を所管する島根県教育委員会が取りまとめたり、近隣の県立学校が共同して発注し、契約を締結するなどして、契約コストの縮減や契約手続の効率性を高めるよう改善を求める。

##### イ 対象課等

学校企画課，教育施設課，県立学校

##### ウ 理由及び改善の方向性

監査対象校の物品等の購入やサービスの利用についての契約の中には、他の監査対象校のものと共通ないし類似するものがあつた。現状は、各監査対象校が個別に契約を締結しているが、これらについては、スケールメリットの観点からすると、県立学校を所管する教育委員会が取りまとめたり、近隣の県立学校が共同で契約手続を実施するなどすれば、よりコスト縮減にもつながるものと考えられる。実際にも、AED等の物品の購入や水道光熱費や公用車の車検等については一括での契約手続をした実績があるし、近隣校同士である浜田高校と浜田水産高校が合同で寄宿舎調理業務の契約手続をしているなど、一括での契約手続が県立学校において不可能ということではない。

また、このように共通ないし類似する物品の購入やサービスの利用に係る契約手続を一元的に実施することは、県立学校の事務負担の軽減化にも資するものと考えられる。

他方で、物品やサービスについては、仕様が異なったり中山間地域では業者側の対応が困難であるなど、共通ないし類似する物品の購入やサービスであっても、一元的に契約手続を実施することが困難な場合もあり得ると監査の課程の中で感

じた。

したがって、経済性、効率性の観点から、各県立学校において共通ないし類似する物品等の購入やサービスに係る契約手続について、可能な限り、一元的に契約手続を実施するなどして、契約コストの縮減や契約手続の効率化を高める方法について検討することが必要である。

## 第7 県費外会計

### 1 監査項目

県費外会計に係る財務事務

### 2 監査手続の内容

省略。

### 3 認定した監査事実

省略。

### 4 評価

#### (1) 意見①

##### ア 意見の内容

県費外会計間の貸借については、学校徴収金等取扱要綱に従い校長の決裁を受けることはもとより、そもそも県費外会計間の貸借が生じないよう、会計年度における事業計画の精査や適切な予算編成を行うよう改善を求める。

##### イ 対象課等

県立学校

##### ウ 理由及び改善の方向性

県費外会計間での貸借については、学校徴収金等取扱い要綱で校長の決裁がある場合を除き禁止されている。

しかし、実際には、監査対象校において県費外会計間での貸借が散見され、しかも校長の決裁がないものもあった。

このような県費外会計間での貸借は、貸した側の県費外会計においては回収リスクや事業資金不足等を生じさせる危険があり、また、借りた側の県費外会計においても返済リスク等を生じさせる危険がある。また、私費を拠出する保護者等に予測しない負担を生じさせることにもなる。

そもそも、学校徴収金等取扱要綱では、会計年度において必要となる全ての経費及び収入の見積りを行い、年度当初までに予算編成を行うと定め、また、県費外会計間の貸借は原則禁止されていることからして、そのような県費外会計間の貸借が生じないよう、事業計画の精査や適切な予算編成を実施することが求められているといえる。

したがって、県費外会計間の貸借が生じないよう会計年度における事業計画の

精査や適切な予算編成を行うとともに、万が一、県費外会計間での貸借が必要となった場合には校長の決裁を受けることを徹底するよう改善が必要である。

## (2) 意見②

### ア 意見の内容

県費外会計における教職員の立替払いについて、適正性を担保するための規定を策定するなど改善を求める。

### イ 対象課等

学校企画課，県立学校

### ウ 理由及び改善の方向性

県費外会計における教職員の立替払いが散見された。おそらく、支出同等の事務処理手続をする暇のない緊急性を要する場合などに、やむを得ず教職員が立替払いをしているものと考えられる。

しかし、立替払いについては、支出の適正性に問題を生じさせるリスクがある。また、立替払いの際の決裁を教職員の個人的なクレジットカードや会員となっている通販サイト等で行った場合に、当該教職員に対してポイント等が付与されることが考えられるが、そのポイント等の取り扱いに関しても問題が生じる。さらに、立替金の精算についても、中には未精算のものも存在し、教職員に無用の経済的負担を生じさせる危険性もある。

このように立替払いについて多くの問題をはらんでいると思われるが、立替払いについてのルールは存在しない。

したがって、県費外会計における教職員の立替払いについて、その適正性を担保するための規定の策定をすべきである。

## (3) 意見③

### ア 意見の内容

現金出納簿の現金の出入金の日付については、現実に現金を出入金した日付を記載するなど記載方法について検討し改善を求める。また、会計年度外の収入支出を決算に反映しないよう改善を求める。

### イ 対象課等

学校企画課，県立学校

### ウ 理由及び改善の方向性

現金出納簿の現金の出入金の日付が、通帳の記載と一致していないケースが散見された。これは、現金出納簿の現金の出入金の日付を、収入何書や支出何書の決裁の日付にする運用がなされていたことに起因する。

しかし、金銭出納簿における出入金の日付は、通常、現実に現金が出入りした日付を記載すべきものである。

したがって、金銭出納簿には現実に現金が出入りした日付を記載するよう改善を

求める。

また、県費外会計に係る決算において、翌会計年度の収入支出を反映させているものが存在した。おそらく、会計年度の切り替わりの時期に会計担当者である教職員の入れ替わりがあり、会計の引継ぎが十分にできなかつたり、会計処理が遅れたことなどが原因と思われるが、会計年度を超えた収入支出については、翌会計年度で処理すれば足り、わざわざ当会計年度に反映させる必要性はない。

したがって、会計年度外の収入支出を決算において反映しないよう改善を求める。

## 第8 学校評価及び教育職員評価

### 1 監査項目

学校評価及び教育職員評価に係る財務事務

### 2 監査手続の内容

省略。

### 3 認定した監査事実

省略。

### 4 評価

#### (1) 意見

##### ア 意見の内容

臨時的任用職員も評価システムの対象者とするよう改善を求める。

##### イ 対象課等

学校企画課，県立学校

##### ウ 理由及び改善の方向性

島根県立学校教育職員の評価に関する規則 3 条は、評価システムの対象者は全ての職員とされ、例外として、教育長が別に定める職員は除外される旨定めている。これに基づき、島根県立学校教育職員の評価実施要領において、臨時的任用職員は評価システムの対象者から原則除外されている。

しかし、全ての監査対象校には臨時的任用職員が存在し、監査対象校の中には臨時的任用職員がかなりの割合を占める学校も存在した。そして、臨時的任用職員も、その他の教育職員と同様、教育活動に従事しているものであり、要求される資質・能力は、他の教育職員とそれほど変わらないし、他の教育職員と同程度の資質・能力が求められているとさえいえる。

そのような中で、臨時的任用職員を評価システムの対象者から除外することは、臨時的任用職員に外部からの客観的評価の機会が与えられず、緊張感の低下や資質・能力の減退等を招き、ひいては、学校そのものの教育レベルを落とす可能性があるのではなかろうか。生徒から見れば、臨時的任用職員であってもその他の教育職員と変わらないのであり、臨時的任用職員には他の教育職員と同程度の資

質・能力が求められているのであるから、臨時的任用職員も評価システムの対象とすべきである。

なお、島根県立学校教育職員の評価実施要領によれば、常勤勤務の臨時的任用職員は校長の判断により資質能力向上支援システムの対象とできる旨定められており、実際にも、監査対象校では臨時的任用職員を資質能力向上支援システムの対象としていた。しかし、勤務評価の対象とはされておらず、前記のとおり、勤務評価を実施しなければ、臨時的任用職員は、自己の能力等を客観的に把握する機会が与えられないことになり、緊張感の低下や資質・能力の減退等を招きかねない。

したがって、臨時的任用職員を勤務評価も含んだ評価システムの対象とするよう改善を求める。

## 第9 学校の安全管理

### 1 監査項目

学校の安全管理に係る財務事務

### 2 監査手続の内容

省略。

### 3 認定した監査事実

省略。

### 4 評価

学校の安全管理に係る財務事務について、共通的事項として、指摘又は意見とする項目は特になかった（ただし、個別的事項はあるので、それについては第4章を参照されたい）。

## 第10 高校魅力化事業

### 1 監査項目

離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業（以下、「魅力化事業」という。）に係る財務事務

### 2 監査手続の内容

省略。

### 3 認定した監査事実

省略。

### 4 評価

#### (1) 意見①

##### ア 意見の内容

魅力化事業の成果参考指標として、地元中学生の入学率を加えるなど、より多

角的に事業評価を実施するよう改善を求める。

イ 対象課等

教育指導課，学校企画課

ウ 理由及び改善の方向性

教育指導課によれば，魅力化事業の主要な目的の一つとして，地元中学生の入学率の向上を図ることをあげていた。しかし，平成 27 年度の魅力化事業の成果参考指標には地元生徒の入学率が設定されていたにも関わらず，平成 28 年度の魅力化事業の成果参考指標からは外されており，県外生の入学者数に置き換えられている。

しかし，魅力化事業を，地元中学生の入学率向上を図る事業と捉えるにも関わらず，平成 28 年度の魅力化事業の成果参考指標から地元生徒の入学率を外したことは理解しがたい。地元生徒の入学率を魅力化事業の成果参考指標とすることは必須と考える。

加えて，この魅力化事業は，県立高校の統廃合といった県立高校の再編成の流れとは異なるベクトルの事業と思われる。県立高校の統廃合は，学校規模や配置の適正性といった観点から検討・実施されるものであり，そこでは，統廃合の必要性等の統廃合に向けた議論がなされるのに対し，魅力化事業は既存の県立高校の維持，存続を目的として実施される事業だからである。

つまり，魅力化事業は，県立高校の規模や配置の適正性に重要な影響を及ぼす事業である。また，魅力化事業を一度スタートすると，様々な利害関係が構築され，事業を終了することが難しくなり（現に，魅力化事業は延長されてきたし，今後はさらに対象校の拡大も予定されている），県立高校の再編の方向性を歪めたり再編の議論を停滞させるなどのことが懸念される。

また，魅力化事業として，各魅力化事業実施校では，規模の大小はあるが，県外生の募集活動を行っており，魅力化事業の結果，県外生が増加すると，本来，県民のために費やされるべき教育予算が県外生のために多く費やされることになる。したがって，魅力化事業については，県外生のためにそれだけの教育予算を投じるだけの効果の実証が必要であり，単に県外生の入学者数が増えただけでは足りない。

したがって，魅力化事業の事業評価をするに際しては，現状の成果参考指標である定員の充足率及び県外生の入学者数からの評価のみならず，地元（県内）中学生の入学率や，今後の地元（県内）中学生の入学率の動向，県外生の卒業後の地域（県内）定着率，県立高校が地域経済に与える影響の程度といった多角的な視点からの評価が必要と考える。

(2) 意見②

ア 意見の内容

県外生の入学者数については、県内生の県立高校への進学のを制限することにならないように適切な水準を設けるなど、県外生の募集や定員の在り方に留意するよう求める。

イ 対象課等

教育指導課，学校企画課，県立高校

ウ 理由及び改善の方向性

(ア) 県立高校の教育の位置づけ

県立高校は、島根県が設置し、当然、その人件費や管理運営費は島根県が負担している。

ところで、高等学校は、中学校における基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とし(学校教育法 50 条)、また、教育を受ける者の心身の発達に応じて体系的な教育が組織的に行わなければならない(教育基本法 6 条 2 項)。「しまね教育ビジョン 21」においても、島根の教育目標を達成するために、就学前の段階から小学校、中学校、高校へと有機的・体系的な教育の展開が謳われている。

そうすると、県立高校における教育は、県内の児童・生徒等に対して、就学前の段階から小学校、中学校へと有機的・体系的な教育を通じて培われた基礎の上に、さらに高度な教育を施す教育の場と位置付けられる。少なくとも、県立高校は、主として、県内の児童・生徒等に対して、中等教育の機会を与えるための教育機関であることは間違いない。

(イ) 県外生の募集

県立高校において、どのような生徒を募集するかは、県立高校の学校長の裁量的判断に委ねられているといえる。したがって、県立高校の学校長が県外生の募集をすることが必要との判断に至れば、県外生の募集をすることは学校長の裁量的判断に委ねられるといえる。しかし、県外生募集に関して学校長に認められる裁量も無制約なものではなく、前記のとおり、県立高校は、主として県内の児童・生徒等に対して中等教育の機会を与えるための教育機関であるから、県内の児童・生徒等が県立高校に進学する機会を制限することがないように裁量権を行使しなければならないと考える。

(ウ) 県外生と地元中学生の競合

県外生の募集をした場合に、志願者が当該県立高校の定員数を上回ると志願倍率が 1 を超え、県外生と県内生が競合した結果、県内生が不合格となる事態も生じる。現に、平成 28 年度の入試において、矢上高校では、志願倍率が 1 を超え、県外生と県内生の競合が生じ結果、地元の中学生が 5 名とその他県内生が 5 名の合計 10 名の県内生が不合格となった。県外生の合格者数が 14 名であったことから、仮に県外生を募集しなければ、不合格となった県内生は全員合

格していた可能性があった。

このような結果は、入試制度からすれば必然的に生じる結果ではあるが、前記県立高校の位置づけからすると、県外生のために県内生が不合格となり当該県立高校での教育の機会を失うことには大きな疑問を感じる。

(エ) 県外生の入学者数の適切な人数設定が必要

県外生の受入れに上限枠を設定している高校も存在するが、多くはそのような上限枠を設定しておらず、上限枠のない高校では、極端ではあるが、全ての入学者が県外生となることも制度上は生じうる。

しかし、全ての入学者が県外生の県立高校は、果たして県立高校と呼べるのだろうか。県外生のためだけに県立高校を多額の人件費や管理運営費を投じて存続させることに県民の理解は得られるのだろうか。

全ての入学者が県外生というのは極端な例であるが、前記のとおり、県外生のために県内生が県立学校での教育機会を制限されることが現に生じており、今後も、魅力化事業により県外生の入学者数が増加していくことが予想される中で、志願倍率が1を超える県立高校で同様な事態が生じることが懸念される。

したがって、県外生の入学者数については、県内生の県立学校への進学機会を制限することにならないように適切な水準を設けるなど、県外生の募集や定員の在り方に留意されることを求める。

(3) 意見③

ア 意見の内容

魅力化事業について、実施主体の事業の全体の事業内容及び収支予定を把握すべきである。

イ 対象課等

教育指導課

ウ 理由及び改善の方向性

魅力化事業実施校からは、教育指導課に対し、事業開始時に事業計画等が示され、また、事業終了時において実績報告書が提出されるが、そこで示される収支予定ないし実績報告は、県の交付金や県費の対象となる事業についてのものだけである。

実際には、魅力化事業の実施主体は、県の交付金や県費のみならず、市町村からの助成金等も拠出され、さまざまな事業が実施されている。

ところが、前記のとおり、教育指導課に示される収支予定ないし実績報告は、県の交付金や県費の対象となる事業に関するものだけであるため、事業の全体の把握がなされていない。

魅力化事業は、個々の事業というよりは、全体の事業を通じて高校の魅力化を図る事業であるから、県の交付金の対象事業のみ把握しても適切な事業評価は

できない。

また、事業全体の収支を把握しなければ、県がどの事業にいくら負担をしているのかが分からず、魅力化事業に係る交付金の有効性、効率性、経済性を判断することができない。

したがって、魅力化事業の実施主体の全体の事業内容及び収支予定を把握するよう改善を求める。

## 第4章 監査の結果（個別的事項）

### 第1 松江南高校

#### 1 勤務管理

##### （1）監査項目

教育職員の勤務管理に係る財務事務

##### （2）監査手続の内容

省略。

##### （3）認定した監査事実

省略。

##### （4）評価

###### ア 意見

###### （ア）意見の内容

教育職員の長時間労働が全体的に見られる現状を踏まえ、教育職員の勤務時間の適正な把握と長時間勤務抑制のための措置を実施するよう改善を求める。

###### （イ）理由及び改善の方向性

松江南高校においては、監査対象校の中で最も過重かつ広範囲な時間外労働が確認された。進学校ということもあり教育職員の負担も大きいとは思われるが、公務災害の危険を避けるためにも、時間外労働削減のための方策が直ちに取られるべきである。

そのためにも、まずは、①教育職員の勤務時間の適正な把握をするよう改善すべきであり、その上で、②時間外労働が生じている原因を分析し、その原因を改善することが必要である。また、③長時間労働は教育職員の健康に悪影響を及ぼす危険性があり、学校としても安全配慮義務違反などの法的リスクを負う危険性もあるので、いわゆる過労死ラインとされている月80時間以上の時間外労働を行っている教育職員の健康状態等に留意する必要がある。

#### 2 人件費

##### （1）監査項目

教育職員の給与及び旅費に係る財務事務

##### （2）監査手続の内容

省略。

##### （3）認定した監査事実

省略。

##### （4）評価

###### ア 意見

(ア) 意見の内容

各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。

(イ) 理由及び改善の方向性

松江南高校については、出退勤状況記録表に記載のないものが多く、また申請されている時間と出退勤状況記録表記載の勤務時間とのずれが多いために「実際の活動が確認できる時間」を基準にすると支給基準を満たさないものが多いことが特徴であった。

これらの根本的原因は、教育職員の勤務時間の適正な把握がなされていないことにある。

したがって、まずは教育職員の勤務時間を適正に把握し、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。

### 3 資産管理

(1) 監査項目

資産管理に係る財務事務

(2) 監査手続の内容

省略。

(3) 認定した監査事実

省略。

(4) 評価

ア 指摘

(ア) 指摘の内容

物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存するよう改善を求める。

(イ) 理由及び改善の方向性

上記実在性及び網羅性を検証する監査手続を実施した結果、物品一覧表と現物の不一致が散見された。その原因は、除却漏れや登録漏れ等であると考えられる。したがって、まずは、除却漏れや登録漏れがないよう、物品の管理方法を改善する必要がある。

また、そのような不一致を生じさせないためには、物品一覧表と現物との照合を実施する必要があるが、松江南高校ではそのような照合が実施されていなかった。

物品一覧表と現物との照合を定期的実施すれば、万が一、物品の登録漏れや除却漏れがあった場合にも適切に対応できるであろう。

したがって、物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存すべきである。

#### 4 情報管理

##### (1) 監査項目

情報管理に係る財務事務

##### (2) 監査手続の内容

省略。

##### (3) 認定した監査事実

省略。

##### (4) 評価

本監査の結果、指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった。

#### 5 県費会計

##### (1) 監査項目

県費会計に係る財務事務

##### (2) 監査手続の内容

省略。

##### (3) 認定した監査事実

省略。

##### (4) 評価

本監査の結果、指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった。

#### 6 県費外会計

##### (1) 監査項目

県費外会計に係る財務事務

##### (2) 監査手続の内容

省略。

##### (3) 認定した監査事実

省略。

##### (4) 評価

###### ア 指摘

###### (ア) 指摘の内容

預金通帳の保管者とキャッシュカードの保管者を別々の者とするよう改善を求める。

###### (イ) 理由及び改善の方向性

「教材費会計（家庭基礎）」及び「家庭クラブ会計」では、通帳のほかにキャッシュカードがあったが、キャッシュカードは通帳管理者である会計担当者が保管し、暗証番号も同人が把握していた。

しかし、学校徴収金等取扱要綱 10 条は、預金通帳の保管者とキャッシュカードの保管者とは別々の者としなければならないと定めているから、預金通帳とキャッシュカードの保管者を別々の者とするよう改善を求める。

#### 7 学校評価・教育職員評価

##### (1) 監査項目

学校評価・教育職員評価に係る財務事務

##### (2) 監査手続の内容

省略。

##### (3) 認定した監査事実

省略。

##### (4) 評価

本監査の結果、指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった。

#### 8 学校の安全管理

##### (1) 監査項目

学校の安全管理に係る財務事務

##### (2) 監査手続の内容

省略。

##### (3) 認定した監査事実

省略。

##### (4) 評価

本監査の結果、指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった。

## 第2 松江商業高校

### 1 勤務管理

#### (1) 監査項目

教育職員の勤務管理に係る財務事務

#### (2) 監査手続の内容

省略。

#### (3) 認定した監査事実

省略。

#### (4) 評価

##### ア 意見

##### (ア) 意見の内容

教育職員の長時間労働が全体的に見られる現状を踏まえ、教育職員の勤務時間の適正な把握と長時間勤務抑制のための措置を実施するよう改善を求める。

##### (イ) 理由及び改善の方向性

長時間の時間外労働が一部の教育職員にとどまることなく半数近くの教育職員に及んでおり、労働安全上のリスクは高いと言わざるを得ない。時間外労働時間縮減に向けた具体的な方策が望まれる。

そのためにも、まずは、①教育職員の勤務時間の適正な把握をするよう改善すべきであり、その上で、②時間外労働が生じている原因を分析し、その原因を改善することが必要である。また、③長時間労働は教育職員の健康に悪影響を及ぼす危険性があり、学校としても安全配慮義務違反などの法的リスクを負う危険性もあるので、いわゆる過労死ラインとされている月80時間以上の時間外労働を行っている教育職員の健康状態等に留意する必要がある。

### 2 人件費

#### (1) 監査項目

教育職員の給与及び旅費に係る財務事務

#### (2) 監査手続の内容

省略。

#### (3) 認定した監査事実

省略。

#### (4) 評価

##### ア 意見

##### (ア) 意見の内容

各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。

(イ) 理由及び改善の方向性

松江商業高校については、従事内容欄の記載レベルで支給基準を満たさないものは確認できなかったが、出退勤状況記録表に記載のないものが複数確認されたほか、「実際の活動が確認できる時間」を基準にすると支給基準を満たさないものも確認された。

これらの根本的原因は、教育職員の勤務時間の適正な把握がなされていないことにある。

したがって、まずは教育職員の勤務時間を適正に把握し、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。

3 資産管理

(1) 監査項目

資産管理に係る財務事務

(2) 監査手続の内容

省略。

(3) 認定した監査事実

省略。

(4) 評価

ア 指摘①

(ア) 指摘の内容

物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存するよう改善を求める。

(イ) 理由及び改善の方向性

上記実在性及び網羅性を検証する監査手続を実施した結果、物品一覧表と現物の不一致が散見された。その原因は、除却漏れや登録漏れ等であると考えられる。したがって、まずは、除却漏れや登録漏れがないよう、物品の管理方法を改善する必要がある。

また、そのような不一致を生じさせないためには、物品一覧表と現物との照合を実施する必要があるが、松江商業高校ではそのような照合が実施されていなかった。

物品一覧表と現物との照合を定期的の実施すれば、万が一、物品の登録漏れや除却漏れがあった場合にも適切に対応できるであろう。

したがって、物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存すべきである。

イ 指摘②

(ア) 指摘の内容

県費外会計で購入した物品については、証票シールを貼付し、県費で購入した物品との区別が分かるよう、管理方法の改善を求める。

(イ) 理由及び改善の方向性

県費外会計により購入した物品については、「学校徴収金等取扱要項」第 17 条に基づき、県費で購入した物品と判別できるよう証票シールを貼付して管理する必要がある。

しかし、実際には、県費外会計で購入した物品の中に証票シールが貼付されていないものがあつた。証票シールが貼付されないと、県費購入物品との区別がつかず、物品の適切な管理に支障を生じさせかねない。

したがって、県費外会計により購入した物品については、証票シールを貼付し、県費購入物品との区別ができるよう、管理方法の改善が必要である。

ウ 指摘③

(ア) 指摘の内容

現金についてはできるだけ速やかに預金口座に入金するなど、現金の管理方法の改善を求める。

(イ) 理由及び改善の方向性

現金は最も横領・着服等のリスクが高い資産であり、組織としての資産管理の基本となるものである。現金の管理がおろそかなようでは、他の部分についても適切な管理を期待することはできないといっても過言ではない。

しかし、本監査の結果、金庫内にバドミントン部の現金が複数の封筒に入つたまま特に詳しい表記もなく保管されており、金額の表記がしてある封筒についても封筒内の現金を実際数えてみると表記金額と実際の現金在高が一致していない状況であつた。そもそも、現金の管理については、島根県会計規則 72 条が、領収した現金は、原則、即日又は翌日中に払込書により指定金融機関等に払い込まなければならないと定めている。確かに、部費は私費であり、県費とは異なる取扱いをされているが、県費である現金が保管される金庫内で私費である部費を保管するのであれば、県費である現金との混在等のリスクもあるから、同会計規則の定めにした現金の管理をすべきである。

4 情報管理

(1) 監査項目

情報管理に係る財務事務

(2) 監査手続の内容

省略。

(3) 認定した監査事実

省略。

(4) 評価

本監査の結果、指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった。

## 5 県費会計

### (1) 監査項目

県費会計に係る財務事務

### (2) 監査手続の内容

省略。

### (3) 認定した監査事実

省略。

### (4) 評価

本監査の結果、指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった。

## 6 県費外会計

### (1) 監査項目

県費外会計に係る財務事務

### (2) 監査手続の内容

省略。

### (3) 認定した監査事実

省略。

### (4) 評価

#### ア 指摘

##### (ア) 指摘の内容

バドミントン部が金庫の中で保管していた現金については、預金口座に入金するなどして適切に管理するとともに、それらの現金については平成 27 年度の決算に反映されていない疑いがあることから、適切な会計処理を実施するよう改善を求める。

##### (イ) 理由及び改善の方向性

バドミントン部は、金庫の中の多額の現金を預金口座に入金することなく金庫の中で保管したままとなっていた。また、それらの現金については、平成 27 年度の決算に反映されていない疑いがある。

部費であっても、学校徴収金等取扱要綱によれば、原則預金口座で管理するものとされているし、所要額を必要な時に徴収するものについても、精算が終わって残額があれば原則保護者に返還するものとされており、現金をいつまでもそのままの状態に保管するような規定とはなっていない。また、現金を学校の金庫の中で保管すると、県費に係る現金と混合してしまうおそれもあるため、部費であっても現金を保管する場合は速やかに預金口座に入金すべきである。

さらに、バドミントン部の平成 27 年度の決算内容を確認したが、それら金庫の中で保管されていた現金の収支が決算に反映されていない疑いがある。

したがって、まずは金庫の中の現金を預金口座に入金するなどして適切に管理し、あわせて、平成 27 年度の決算に、それらの現金の収支が反映されていないようであれば、適切な会計処理を実施すべきである。

## 7 学校評価・教育職員評価

### (1) 監査項目

学校評価・教育職員評価に係る財務事務

### (2) 監査手続の内容

省略。

### (3) 認定した監査事実

省略。

### (4) 評価

本監査の結果、指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった。

## 8 学校の安全管理

### (1) 監査項目

学校の安全管理に係る財務事務

### (2) 監査手続の内容

省略。

### (3) 認定した監査事実

省略。

### (4) 評価

#### ア 指摘

#### (ア) 指摘の内容

学校安全計画を策定するよう改善を求める。

#### (イ) 理由及び改善の方向性

学校安全計画は、学校保健安全法 27 条で法律上策定が義務付けられている。

したがって、学校安全計画の策定を求める。

### 第3 出雲工業高校

#### 1 勤務管理

##### (1) 監査項目

教育職員の勤務管理に係る財務事務

##### (2) 監査手続の内容

省略。

##### (3) 認定した監査事実

省略。

##### (4) 評価

###### ア 意見

###### (ア) 意見の内容

一部の教育職員に過重な長時間労働が行われているなど両極化が見られる現状を踏まえ、教育職員の勤務時間の適正な把握と長時間勤務抑制のための措置を実施するよう改善を求める。

###### (イ) 理由及び改善の方向性

全体としてはそれほど時間外労働は行われていない反面、一部の教育職員については過重といえる時間外労働が発生しており、両極分化となっている。業務量の平準化等の対応が必要ではないかと思われる。

そのためにも、まずは、①教育職員の勤務時間の適正な把握をするよう改善すべきであり、その上で、②時間外労働が生じている原因を分析し、その原因を改善することが必要である。特に、出雲工業高校では、時間外労働の両極化が生じており、業務量の隔たり等がないかその原因を分析し改善することが必要である。また、③長時間労働は教育職員の健康に悪影響を及ぼす危険性があり、学校としても安全配慮義務違反などの法的リスクを負う危険性もあるので、いわゆる過労死ラインとされている月80時間以上の時間外労働を行っている教育職員の健康状態に留意する必要がある。

#### 2 人件費

##### (1) 監査項目

教育職員の給与及び旅費に係る財務事務

##### (2) 監査手続の内容

省略。

##### (3) 認定した監査事実

省略。

##### (4) 評価

###### ア 指摘

###### (ア) 指摘の内容

一部の教育職員に対して、支給要件を満たしていないにもかかわらず支給された産業教育手当については返還を求めるべきである。

(イ) 理由及び改善の方向性

本監査の結果、一部の教育職員に対して支給された産業教育手当について、実際には芸術鑑賞のため授業が実施されていないにもかかわらず、授業が実施されたとして手当が支給されていた。明らかに手当の支給要件を満たしていないことから、当該産業教育手当については返還を求めるべきである。

イ 意見

(ア) 意見の内容

各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。

(イ) 理由及び改善の方向性

特殊勤務手当・産業教育手当のいずれについても支給基準を満たさないとと思われるものが確認されており、申請者・決裁者双方の要件確認が不十分であるといえる。また、特殊勤務手当が申請された勤務日について出勤状況記録表に一切記載がなされないまま1年を終えている者がいたことは、双方に接する立場にある決裁者がわずかの注意を払えばどこかの時点で解消できた可能性が高く、決裁者の要件充足確認が不十分であったと言わざるを得ない。

なお、これらの根本的原因は、教育職員の勤務時間の適正な把握がなされていないことにある。

したがって、まずは教育職員の勤務時間を適正に把握し、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。

3 資産管理

(1) 監査項目

資産管理に係る財務事務

(2) 監査手続の内容

省略。

(3) 認定した監査事実

省略。

(4) 評価

ア 指摘①

(ア) 指摘の内容

物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存するよう改善を求める。

(イ) 理由及び改善の方向性

上記実在性及び網羅性を検証する監査手続を実施した結果、物品一覧表と現物の不一致が散見された。その原因は、除却漏れや登録漏れ等であると考えられる。したがって、まずは、除却漏れや登録漏れがないよう、物品の管理方法を改善する必要がある。

また、そのような不一致を生じさせないためには、物品一覧表と現物との照合を実施する必要があるが、出雲工業高校ではそのような照合が実施されていなかった。

物品一覧表と現物との照合を定期的を実施すれば、万が一、物品の登録漏れや除却漏れがあった場合にも適切に対応できるであろう。

したがって、物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存すべきである。

イ 指摘②

(ア) 指摘の内容

物品については整理番号を付し、適切に管理するよう改善を求める。

(イ) 理由及び改善の方向性

出雲工業高校でまず物品一覧表を俯瞰した際に、物品一覧表上の各物品の整理番号欄に空欄が目立つというのが第一印象であった。物品の整理番号は、当該物品のマイナンバーともいうべきものであり、整理番号の記載がない資産が適切に管理されているかは甚だ疑問である。

したがって、物品を管理する場合には整理番号を付し、適切に管理するよう改善が必要である。

ウ 指摘③

(ア) 指摘の内容

切手については枚数に変動があった場合には受払簿にその都度記入するなどして、切手の管理方法の改善を求める。

(イ) 理由及び改善の方向性

切手も換金可能性のある資産であり、その管理の重要性は現金と同様である。本監査では実際の切手の数が受払簿上の残数量に対して不足しており、その原因も判明しなかった。切手については、島根県会計規則 93 条 1 項が、郵券類受払簿により受入れ及び払出しを記載しなければならないと定めているから、枚数に変動があった場合には受払簿にその都度記載するとともに、定期的な実際の切手の数と受払簿上の残数量を照合し、照合したことを記録に残しておく必要がある。

#### 4 情報管理

##### (1) 監査項目

情報管理に係る財務事務

##### (2) 監査手続の内容

省略。

##### (3) 認定した監査事実

省略。

##### (4) 評価

###### ア 意見

###### (ア) 意見の内容

今後改訂される予定である USB の管理・運用に関する規定に従い、USB の所在確認をしていただきたい。

###### (イ) 理由及び改善の方向性

教育職員用の USB の管理・運用について、学校企画課が定めた「教育職員用公用 USB メモリ利用上の遵守事項」によれば、週 1 回の目視による所在確認を実施するものとされているが、出雲工業高校では週に 1 回ではなく月に 1 回実施されており、前記遵守事項が遵守されていなかった。

ただし、事務職員用の USB の目視による所在確認の頻度は、情報政策課が定めた規程により月に 1 回である。そこで、教育職員用の USB の紛失事例が生じない状態が続けば、情報政策課の規程に合わせるなど、目視による所在確認の頻度の見直しが必要と思われる。これについては、学校企画課で改訂を予定されるということなので、改定後の USB の管理・運用に関する規定に従い、USB の所在確認をしていただきたい。

#### 5 県費会計

##### (1) 監査項目

県費会計に係る財務事務

##### (2) 監査手続の内容

省略。

##### (3) 認定した監査事実

省略。

##### (4) 評価

本監査の結果、指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった。

#### 6 県費外会計

##### (1) 監査項目

県費外会計に係る財務事務

##### (2) 監査手続の内容

省略。

(3) 認定した監査事実

省略。

(4) 評価

ア 意見

(ア) 意見の内容

教育職員が立替払を行う場合には、支出や精算の適正性を確保するための規定を策定するなど改善を求める。

(イ) 理由及び改善の方向性

機械科実習費会計において、教育職員が、通信販売サイトで実習機材を購入し、その購入費用を立替払しているケースがあった。

そもそも、立替払いについては、支出の適正性に問題を生じさせるリスクがある。また、立替払いの際の決裁を教職員の個人的なクレジットカードや会員となっている通販サイト等で行った場合に、当該教職員に対してポイント等が付与されることが考えられるが、そのポイント等の取り扱いに関しても問題が生じる。さらに、立替金の精算についても、教育職員が立替金の精算を忘れ事実上自己負担するなどの問題が生じかねない。

このように立替払いについて多くの問題をはらんでいると思われるが、立替払いについてのルールは存在しない。

したがって、県費外会計における教職員の立替払いについて、その適正性を担保するための規定の策定をすべきである。

7 学校評価・教育職員評価

(1) 監査項目

学校評価・教育職員評価に係る財務事務

(2) 監査手続の内容

省略。

(3) 認定した監査事実

省略。

(4) 評価

本監査の結果、指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった。

8 学校の安全管理

(1) 監査項目

学校の安全管理に係る財務事務

(2) 監査手続の内容

省略。

(3) 認定した監査事実

省略。

(4) 評価

本監査の結果，指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった。

## 第4 出雲農林高校

### 1 勤務管理

#### (1) 監査項目

教育職員の勤務管理に係る財務事務

#### (2) 監査手続の内容

省略。

#### (3) 認定した監査事実

省略。

#### (4) 評価

##### ア 意見

##### (ア) 意見の内容

教育職員の長時間労働が全体的に見られる現状を踏まえ、教育職員の勤務時間の適正な把握と長時間勤務抑制のための措置を実施するよう改善を求める。

##### (イ) 理由及び改善の方向性

一部教育職員の過重な時間外労働に加え、比較的広い範囲で80～100時間の時間外労働が行われているといえる。作物の世話など農業特有の問題はあると思われるが、少なくとも極端に過重な時間外労働が生じないようにするため一部教育職員に負担が偏らないような対策が望まれる。

そのためにも、まずは、①教育職員の勤務時間の適正な把握をするよう改善すべきであり、その上で、②時間外労働が生じている原因を分析し、その原因を改善することが必要である。また、③長時間労働は教育職員の健康に悪影響を及ぼす危険性があり、学校としても安全配慮義務違反などの法的リスクを負う危険性もあるので、いわゆる過労死ラインとされている月80時間以上の時間外労働を行っている教育職員の健康状態に留意することが必要である。

### 2 人件費

#### (1) 監査項目

教育職員の給与及び旅費に係る財務事務

#### (2) 監査手続の内容

省略。

#### (3) 認定した監査事実

省略。

#### (4) 評価

##### ア 意見

##### (ア) 意見の内容

各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当

支給手続の改善を求める。

(イ) 理由及び改善の方向性

出雲農林高校については、従事内容欄の記載レベルで支給要件を満たさないものはなかったが、「実際の活動が確認できる時間」を基準にすると支給基準を満たさないものが多く確認されたことは問題というべきである。

また、温室内作業の特殊勤務手当については、支給を受けていた2名の教育職員のいずれについても従事時間の記載がなされていなかった。学校にヒアリングしたところ、温室内作業は通常2時間以上行っているのに記載を求めているとのことであった。しかし、本件のような事後的な検証可能性を確保することも考えると、従事時間の記載は必要と言うべきであり、この点は改善が必要であると思われる。

なお、これらの根本的原因は、教育職員の勤務時間の適正な把握がなされていないことにある。

したがって、まずは教育職員の勤務時間を適正に把握し、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。

3 資産管理

(1) 監査項目

資産管理に係る財務事務

(2) 監査手続の内容

省略。

(3) 認定した監査事実

省略。

(4) 評価

ア 指摘①

(ア) 指摘の内容

物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存するよう改善を求める。

(イ) 理由及び改善の方向性

上記実在性及び網羅性を検証する監査手続を実施した結果、物品一覧表と現物の不一致が散見された。その原因は、除却漏れや登録漏れ等であると考えられる。したがって、まずは、除却漏れや登録漏れがないよう、物品の管理方法を改善する必要がある。

また、そのような不一致を生じさせないためには、物品一覧表と現物との照合を実施する必要があるが、出雲農林高校ではそのような照合が実施されていなかった。

物品一覧表と現物との照合を定期的を実施すれば、万が一、物品の登録漏れや除却漏れがあった場合にも適切に対応できるであろう。

したがって、物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存すべきである。

#### イ 指摘②

##### (ア) 指摘の内容

薬品や農薬等の標準的な台帳を整備するなどして、薬品や農薬等の管理方法の改善を求める。

##### (イ) 理由及び改善の方向性

薬品及び農薬については、誤った使用がなされると事故を招きかねず、学校安全の観点からも厳重な管理が必要である。しかし、今回監査を実施した結果、薬品及び農薬について十分な管理がなされているとは言い難かった。そもそも台帳が存在しないケース、台帳は存在するものの現物との照合が行われておらず台帳としての機能を有していないケースなど態様は様々だが、今一度薬品及び農薬の危険性を再認識し、慎重な管理を行っていただきたい。

台帳記載の方法は種々の方法があると考えられるが、今回の監査でも薬品及び農薬の残数などの必要な情報が記載されていない台帳も散見された。教育委員会として台帳の標準様式を作成し、薬品及び農薬を保管している学校に配布する等の措置が必要である。

#### ウ 意見

##### (ア) 意見の内容

明耕寮について、女子生徒も明耕寮を利用できるように女子寮の併設や転用等を検討するなどし、明耕寮の有効活用を図るよう改善を求める。

##### (イ) 理由及び改善の方向性

明耕寮は、男子寮であるが、店員 40 名に対して本監査時点（平成 28 年 11 月 4 日時点）で 9 名の男子生徒しか利用していない。これでは寮の有効活用となっていないと言わざるを得ない。

また、寮の単年度収支は赤字であり、繰越金を切り崩しているのが現状である。収支の改善のためには、寮費の値上げも考えられるが、生徒や保護者の負担が大きくなり現実的ではない。

そうすると、寮の有効活用や適切な運営のためには、寮の利用生徒を増やすことが重要であるが、近時、出雲農林高校では女子生徒の入学者が増えており、平成 28 年度は全校生徒のうち約 67%が女子生徒である。そして、女子生徒の増加に伴い、女子生徒の寮の利用に対するニーズも増えてきているが、男子寮であるから現状では女子生徒が寮を利用することができない。

しかし、寮の有効活用を考えると、今後は、寮に女子寮を併設したり、また

は思い切って女子寮に転用するなどした方が、寮の利用者増につながり、寮の有効活用につながると考える。

したがって、3Eの観点から、寮の運用について、女子生徒も利用できるようにするなどして有効活用を図るよう改善を求める。

#### 4 情報管理

##### (1) 監査項目

情報管理に係る財務事務

##### (2) 監査手続の内容

省略。

##### (3) 認定した監査事実

省略。

##### (4) 評価

###### ア 意見

###### (ア) 意見の内容

今後改訂される予定であるUSBの管理・運用に関する規定に従い、USBの所在確認をしていただきたい。

###### (イ) 理由及び改善の方向性

教育職員用のUSBの管理・運用について、学校企画課が定めた「教育職員用公用USBメモリ利用上の遵守事項」によれば、週1回の目視による所在確認を実施するものとされているが、出雲農林高校では概ね1~2週間ごとに確認しており、前記遵守事項が遵守されているとは言い難い。

ただし、事務職員用のUSBの目視による所在確認の頻度は、情報政策課が定めた規程により月に1回である。そこで、教育職員用のUSBの紛失事例が生じない状態が続けば、情報政策課の規程に合わせるなど、目視による所在確認の頻度の見直しが必要と思われる。これについては、学校企画課で改訂を予定されるということなので、改定後のUSBの管理・運用に関する規定に従い、USBの所在確認をしていただきたい。

#### 5 県費会計

##### (1) 監査項目

県費会計に係る財務事務

##### (2) 監査手続の内容

省略。

##### (3) 認定した監査事実

省略。

##### (4) 評価

本監査の結果、指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった。

## 6 県費外会計

### (1) 監査項目

県費外会計に係る財務事務

### (2) 監査手続の内容

省略。

### (3) 認定した監査事実

省略。

### (4) 評価

#### ア 指摘①

##### (ア) 指摘の内容

寮費会計について、決算の内容に誤りがあるため、適切な会計処理を実施するよう改善を求める。

##### (イ) 理由及び改善の方向性

寮費会計については、平成 26 年度及び平成 27 年度において、会計年度（当年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日）外の収支を当年度の決算に反映させており、しかも、平成 26 年度は一部の収支が決算に反映されていないなどの複合的な原因により、決算書の繰越金額が預金通帳の残高と一致しないなどの点が確認された。また、決算書の数字に一部誤りが確認された。

このような処理となったのは、おそらく、会計担当者間での引継ぎが十分になされなかったことや、会計年度当初は異動等で会計に割ける時間や労力がなく時宜にかなった会計処理が困難であったことなどの原因が考えられるが、やはり、会計年度外の収支を決算に反映すべきではないし、収支に漏れがないようにしなければならないことは当然である。

したがって、寮費会計については、会計内容を見直し、適切な会計処理を実施することが必要である。

#### イ 指摘②

##### (ア) 指摘の内容

他会計間のお金の貸借をする場合には校長の決裁を受けるよう改善を求める。

##### (イ) 理由及び改善の方向性

PTA 収益事業会計において、校長の決裁を受けずに他会計との間でお金の貸借がなされているケースがあった。このような県費外会計間での貸借について、学校徴収金等取扱要綱上、校長の決裁を受ける場合を除き原則禁止されている。

したがって、県費外会計間の貸借をする場合には、校長の決裁を受けることを徹底するよう改善が必要である。

#### ウ 意見

##### (ア) 意見の内容

金銭出納簿上の出入金の日付は、実際に現金が動いた日付を記載するよう改善を求める。

(イ) 理由及び改善の方向性

寮費会計においては、金銭出納簿と預金通帳の出入金の日付が整合していないものが多々あった。この原因は、金銭出納簿上の出入金の日付は、実際に現金が動いた日付ではなく、収入伺いや支出伺いの決裁があった日付を記載していることが分かった。

しかし、本来、金銭出納簿上の出入金の日付は現金が動いた日付を記載すべきであるから、そのように運用を改善すべきである。

7 学校評価・教育職員評価

(1) 監査項目

学校評価・教育職員評価に係る財務事務

(2) 監査手続の内容

省略。

(3) 認定した監査事実

省略。

(4) 評価

本監査の結果、指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった。

8 学校の安全管理

(1) 監査項目

学校の安全管理に係る財務事務

(2) 監査手続の内容

省略。

(3) 認定した監査事実

省略。

(4) 評価

本監査の結果、指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった。

## 第5 宍道高校

### 1 勤務管理

#### (1) 監査項目

教育職員の勤務管理に係る財務事務

#### (2) 監査手続の内容

省略。

#### (3) 認定した監査事実

省略。

#### (4) 評価

##### ア 意見

##### (ア) 意見の内容

一部の教育職員に長時間労働が見られる現状を踏まえ、教育職員の勤務時間の適正な把握と長時間勤務抑制のための措置を実施するよう改善を求める。

##### (イ) 理由及び改善の方向性

一部の教育職員において長時間の時間外労働が見られたが、限定的なものであり、全体としては時間外労働はあまり見られなかった。部活動があまり実施されていないこと、勤務が交代制となっておりシフトの管理が的確になされていることなどが影響しているものと思われる。

しかし、一部ではあるが、長時間の時間外労働を行っている教育職員も確認された。

したがって、まずは、①教育職員の勤務時間の適正な把握をするとともに、その上で、②一部の教育職員に見られる時間外労働が生じている原因を分析し、その原因を改善することが必要である。

### 2 人件費

#### (1) 監査項目

教育職員の給与及び旅費に係る財務事務

#### (2) 監査手続の内容

省略。

#### (3) 認定した監査事実

省略。

#### (4) 評価

本監査の結果、指摘又は意見を付すべき事項はなかった。

### 3 資産管理

#### (1) 監査項目

資産管理に係る財務事務

#### (2) 監査手続の内容

省略。

(3) 認定した監査事実

省略。

(4) 評価

ア 意見

(ア) 意見の内容

物品一覧表と現物との照合結果について、その結果を記録として保存するよう改善を求める。

(イ) 理由及び改善の方向性

宍道高校においては、物品一覧表と現物との照合が行われている。ただし、現物照合の結果が記録として残されていないため、結果を記録として保存すべきである。

また、宍道高校において上記実在性及び網羅性を検証する監査手続を実施した結果、一部証票が貼付されていない物品は存在するものの、他校と比較すると良好に物品管理が行われている印象を受けた。事務局担当者にヒアリングしたところ、夏休み期間中に各物品の保管担当の教育職員に物品一覧表を配布し、物品一覧表との現物照合を行ってもらっているとのことであった。確かに各県立高校の事務担当がすべての物品を実査するのは人的資源の面で限界があるため、この方法はすべての県立高校が取り入れることが出来る好事例である。ぜひ他の県立高校にもこのような方法を取り入れていただきたい。ただし、その際の現物照合は少なくとも二人で実施し、その結果を記録として残しておく必要がある。加えて、今後の物品管理をより効果的かつ効率的に行うために、証票が貼付されていない物品については証票の貼付を徹底していただきたい。

4 情報管理

(1) 監査項目

情報管理に係る財務事務

(2) 監査手続の内容

省略。

(3) 認定した監査事実

省略。

(4) 評価

本監査の結果、指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった。

5 県費会計

(1) 監査項目

県費会計に係る財務事務

(2) 監査手続の内容

省略。

(3) 認定した監査事実

省略。

(4) 評価

本監査の結果、指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった。

6 県費外会計

(1) 監査項目

県費外会計に係る財務事務

(2) 監査手続の内容

省略。

(3) 認定した監査事実

省略。

(4) 評価

ア 指摘

(ア) 指摘の内容

同窓会会計について、同窓会から委任状を徴するよう改善を求める。

(イ) 理由及び改善の方向性

同窓会会計は団体会計であり、学校徴収金等取扱要綱では、同団体から委任状を徴さなければならないこととなっている。

したがって、同窓会から委任状を徴するよう改善を求める。

イ 意見①

(ア) 意見の内容

遠足費のような大きな支出をする際には、合見積もりを徴するなどして生徒や保護者の負担を軽減するよう改善を求める。

(イ) 理由及び改善の方向性

遠足会計について、遠足費の支出について合見積もりがとられていなかった。

しかし、学校徴収金等取扱要綱 5 条では、校長は、学校徴収金の徴収に当たっては、それぞれの徴収の必要性及び金額について精査を行い保護者負担の軽減に努めなければならないと定められている。

したがって、遠足費のような大きな負担を伴う支出については、合見積もりをとるなどして、生徒や保護者の負担を軽減するよう改善すべしである。

ウ 意見②

(ア) 意見の内容

金銭出納簿上の出入金の日付は、実際に現金が動いた日付を記載するよう改善を求める。

(イ) 理由及び改善の方向性

金銭出納簿と預金通帳の出入金の日付が整合していないものが散見された。

この原因は、金銭出納簿上の出入金の日付は、実際に現金が動いた日付ではなく、収入伺いや支出伺いの決裁の日付を記載していることが分かった。

しかし、本来、金銭出納簿上の出入金の日付は現金が動いた日付を記載すべきであるから、そのように運用を改善すべきである。

エ 意見③

(ア) 意見の内容

キャッシュカードの利用に係る学校徴収金等取扱要綱の定めへの遵守を求める。

(イ) 理由及び改善の方向性

宍道高校では、学校徴収金等取扱要綱でキャッシュカードを利用できる場合の要件を満たしていないにも関わらず、キャッシュカードが利用されていた期間があった。

金銭出納簿は正確に記載され、領収証等も貼付されるなど実際のキャッシュカードの利用について不適正な点は無かったが、やはり、島根県教育委員会がキャッシュカード利用によるリスクを回避するためにキャッシュカードの利用要件を定めている以上、当該利用要件を遵守することが必要である。

なお、平成 28 年 10 月以降はキャッシュカードの利用をしておらず、本監査時点では当該利用要件が遵守されていたので、指摘ではなく意見とした。

7 学校評価・教育職員評価

(1) 監査項目

学校評価・教育職員評価に係る財務事務

(2) 監査手続の内容

省略。

(3) 認定した監査事実

省略。

(4) 評価

本監査の結果、指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった。

8 学校の安全管理

(1) 監査項目

学校の安全管理に係る財務事務

(2) 監査手続の内容

省略。

(3) 認定した監査事実

省略。

(4) 評価

本監査の結果，指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった。

## 第6 浜田水産高校

### 1 勤務管理

#### (1) 監査項目

教育職員の勤務管理に係る財務事務

#### (2) 監査手続の内容

省略。

#### (3) 認定した監査事実

省略。

#### (4) 評価

##### ア 意見

##### (ア) 意見の内容

勤務時間の適正な把握をするとともに、出退勤状況記録表を集計するなどして、個々の教育職員の長時間労働を適切に把握するための集計資料を作成することで、面接指導に必要な教育職員を適切に把握できる体制を整えるよう改善を求める。

##### (イ) 理由及び改善の方向性

浜田水産高校では、出退勤状況記録表の作成はなされていたが、個々の教育職員の長時間労働の集計資料は作成されていなかった。このこと自体は違法・不当とはいえないが、集計資料がなければ、教育職員の長時間労働の全体的把握や推移等が分からず、面接指導の対象者の適切な把握等の労務管理に支障を生じさせかねず不適切である。

したがって、まずは、①教育職員の勤務時間の適正な把握をするよう改善すべきであり、その上で、②出退勤状況記録表などをもとに教育職員の長時間労働を集計するなどして集計資料を作成し、教育職員の長時間労働を適切に把握するよう改善を求める。

### 2 人件費

#### (1) 監査項目

教育職員の給与及び旅費に係る財務事務

#### (2) 監査手続の内容

省略。

#### (3) 認定した監査事実

省略。

#### (4) 評価

##### ア 指摘①

##### (ア) 指摘の内容

一部の教育職員に対して、支給要件を満たしていないにもかかわらず支給され

た特殊勤務手当については返還を求めるべきである。

(イ) 理由及び改善の方向性

本監査の結果、一部の教育職員に対して支給された特殊勤務手当について、給与等事務システムの従事内容欄に入力された勤務時間を前提とすると支給要件を満たしていないにもかかわらず支給された手当が 2 件確認できた。明らかに手当の支給要件を満たしていないことから、当該特殊勤務手当については返還を求めるべきである。

イ 指摘②

(ア) 指摘の内容

一部の教育職員に対して、支給要件を満たしていないにもかかわらず支給された産業教育手当については返還を求めるべきである。

(イ) 理由及び改善の方向性

本監査の結果、一部の教育職員に対して支給された産業教育手当について、実際には強風のため授業が休講となったにもかかわらず、授業が実施されたとして手当が支給されていた。明らかに手当の支給要件を満たしていないことから、当該産業教育手当については返還を求めるべきである。

ウ 意見

(ア) 意見の内容

各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。

(イ) 理由及び改善の方向性

浜田水産高校については、従事内容欄の時間の記載・出退勤状況記録表の記載がないものが非常に多いことが特徴であった。また、従事内容欄の記載レベルで支給要件を満たさないものも散見され、十分な申請・決裁における確認がなされていないことが推認される。

なお、これらの根本的原因は、教育職員の勤務時間の適正な把握がなされていないことにある。

したがって、まずは教育職員の勤務時間を適正に把握し、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。

3 資産管理

(1) 監査項目

資産管理に係る財務事務

(2) 監査手続の内容

省略。

(3) 認定した監査事実

省略。

(4) 評価

ア 指摘

(ア) 指摘の内容

物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存するよう改善を求める。

(イ) 理由及び改善の方向性

上記実在性及び網羅性を検証する監査手続を実施した結果、物品一覧表と現物の不一致が散見された。その原因は、除却漏れや登録漏れ等であると考えられる。したがって、まずは、除却漏れや登録漏れがないよう、物品の管理方法を改善する必要がある。

また、そのような不一致を生じさせないためには、物品一覧表と現物との照合を実施する必要があるが、浜田水産高校ではそのような照合が実施されていなかった。

物品一覧表と現物との照合を定期的を実施すれば、万が一、物品の登録漏れや除却漏れがあった場合にも適切に対応できるであろう。

したがって、物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存すべきである

4 情報管理

(1) 監査項目

情報管理に係る財務事務

(2) 監査手続の内容

省略。

(3) 認定した監査事実

省略。

(4) 評価

ア 意見

(ア) 意見の内容

今後改訂される予定である USB の管理・運用に関する規定に従い、USB の所在確認をしていただきたい。

(イ) 理由及び改善の方向性

教育職員用の USB の管理・運用について、学校企画課が定めた「教育職員用 公用 USB メモリ利用上の遵守事項」によれば、週 1 回の目視による所在確認を実施するものとされているが、浜田水産高校では週に 1 回ではなく月に 1 回実施されており、前記遵守事項が遵守されていなかった。

ただし、事務職員用の USB の目視による所在確認の頻度は、情報政策課が定めた規程により月に 1 回である。そこで、教育職員用の USB の紛失事例が生じない状態が続けば、情報政策課の規程に合わせるなど、目視による所在確認の頻度の見直しが必要と思われる。これについては、学校企画課で改訂を予定されるということなので、改定後の USB の管理・運用に関する規定に従い、USB の所在確認をしていただきたい。

## 5 県費会計

### (1) 監査項目

県費会計に係る財務事務

### (2) 監査手続の内容

省略。

### (3) 認定した監査事実

省略。

### (4) 評価

本監査の結果、指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった。

## 6 県費外会計

### (1) 監査項目

県費外会計に係る財務事務

### (2) 監査手続の内容

省略。

### (3) 認定した監査事実

省略。

### (4) 評価

#### ア 指摘

##### (ア) 指摘の内容

キャッシュカードの利用に係る学校徴収金等取扱要綱の定めを遵守するよう改善を求める。

##### (イ) 理由及び改善の方向性

浜田水産高校では、学校徴収金等取扱要綱でキャッシュカードを利用できる場合の要件を満たしていないにも関わらず、複数の県費外会計でキャッシュカードが利用されていた。

出納簿は正確に記載され、領収証等も貼付されるなど実際のキャッシュカードの利用について不適正な点は無かったが、やはり、島根県教育委員会がキャッシュカード利用によるリスクを回避するためにキャッシュカードの利用要件を定めている以上、当該利用要件を遵守することが必要である。

#### イ 意見

(ア) 意見の内容

県費外会計間の貸借について、そもそも県費外会計間の貸借が生じないように、会計年度における事業計画の精査や予算編成を行うよう改善を求める。

(イ) 理由及び改善の方向性

学校徴収金会計において、他会計との間でのお金の貸借がなされていた。

このような県費外会計間での貸借は、貸した側の県費外会計においては回収リスクや事業資金不足等を生じさせる危険があり、また、借りた側の県費外会計においても返済リスク等を生じさせる危険がある。また、私費を抛出する保護者等に予測しない負担を生じさせることにもなる。

そもそも、学校徴収金等取扱要綱では、会計年度において必要となる全ての経費及び収入の見積りを行い、年度当初までに予算編成を行うと定められ、同一会計間における異なる予算項目間での流用についてさえ例外とされていることから、本来、県費外会計間の貸借はいくら校長の決裁があれば許容されると定められていたとしても極めて例外的な場合に限られるというべきである。

したがって、県費外会計間の貸借が生じないように会計年度における事業計画の精査や予算編成を慎重に行っていただきたい。

7 学校評価・教育職員評価

(1) 監査項目

学校評価・教育職員評価に係る財務事務

(2) 監査手続の内容

省略。

(3) 認定した監査事実

省略。

(4) 評価

本監査の結果、指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった。

8 学校の安全管理

(1) 監査項目

学校の安全管理に係る財務事務

(2) 監査手続の内容

省略。

(3) 認定した監査事実

省略。

(4) 評価

本監査の結果、指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった。

## 第7 隠岐島前高校

### 1 勤務管理

#### (1) 監査項目

教育職員の勤務管理に係る財務事務

#### (2) 監査手続の内容

省略。

#### (3) 認定した監査事実

省略。

#### (4) 評価

##### ア 意見

##### (ア) 意見の内容

全体的に長時間労働が見られる現状を踏まえ、教育職員の勤務時間の適正な把握と長時間勤務抑制のための措置を実施するよう改善を求める。

##### (イ) 理由及び改善の方向性

極めて長いとまでは言えないが、80～100時間程度の十分に長い時間外労働が比較的広範囲に広がっているといえ、改善が望まれる。

なお、開示を受けた集計資料では、1名の教育職員が集計から漏れていたことが確認された。正確な労務管理の観点からは、集計の正確性が重要であるため、以後適正な集計がなされることを望む。

そのためにも、まずは、①教育職員の勤務時間の適正な把握をするよう改善すべきであり、その上で、②時間外労働が生じている原因を分析し、その原因を改善することが必要である。また、③長時間労働は教育職員の健康に悪影響を及ぼす危険性があり、学校としても安全配慮義務違反などの法的リスクを負う危険性もあるので、いわゆる過労死ラインとされている月80時間以上の時間外労働を行っている教育職員の健康状態に留意する必要がある。

### 2 人件費

#### (1) 監査項目

教育職員の給与及び旅費に係る財務事務

#### (2) 監査手続の内容

省略。

#### (3) 認定した監査事実

省略。

#### (4) 評価

##### ア 指摘①

##### (ア) 指摘の内容

一部の教育職員に対して、支給要件を満たしていないにもかかわらず支給され

た特殊勤務手当については返還を求めるべきである。

(イ) 理由及び改善の方向性

本監査の結果、一部の教育職員に対して支給された特殊勤務手当について、給与等事務システムの従事内容欄に入力された勤務時間を前提とすると支給要件を満たしていないにも関わらず支給された手当が 3 件確認できた。明らかに手当の支給要件を満たしていないことから、当該特殊勤務手当については返還を求めるべきである。

イ 指摘②

(ア) 指摘の内容

一部の教育職員に対して、支給要件を満たしていないにも関わらず支給された宿日直手当については返還を求めるべきである。

(イ) 理由及び改善の方向性

本監査の結果、一部の教育職員に対して支給された宿日直手当について、宿直担当日の交代がされているにも関わらず、交代前の宿直担当日と交代後の宿直担当日の両方について宿日直手当が支給されていることが確認できた。交代前の宿直担当日の宿日直手当については宿日直の事実がないのに支給されたものであり、明らかに手当の支給要件を満たしていないことから、当該宿日直手当については返還を求めるべきである。

ウ 意見

(ア) 意見の内容

各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。

(イ) 理由及び改善の方向性

隠岐島前高校については、従事内容欄の記載レベルで支給基準を満たさないもの及び出退勤状況記録表に記載のないものが、複数の教育職員に確認されており問題である。また、宿日直手当についても、宿日直日の交代前後の双方についての支給がなされており、申請者・決裁者双方の要件確認が不十分であるといえる。

なお、これらの根本的原因は、教育職員の勤務時間の適正な把握がなされていないことにある。

したがって、まずは教育職員の勤務時間を適正に把握し、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。

### 3 資産管理

#### (1) 監査項目

資産管理に係る財務事務

#### (2) 監査手続の内容

省略。

#### (3) 認定した監査事実

省略。

#### (4) 評価

##### ア 指摘

##### (ア) 指摘の内容

物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存するよう改善を求める。

##### (イ) 理由及び改善の方向性

上記実在性及び網羅性を検証する監査手続を実施した結果、物品一覧表と現物の不一致が散見された。その原因は、除却漏れや登録漏れ等であると考えられる。したがって、まずは、除却漏れや登録漏れがないよう、物品の管理方法を改善する必要がある。

また、そのような不一致を生じさせないためには、物品一覧表と現物との照合を実施する必要があるが、隠岐島前高校ではそのような照合が実施されていなかった。

物品一覧表と現物との照合を定期的を実施すれば、万が一、物品の登録漏れや除却漏れがあった場合にも適切に対応できるであろう。

したがって、物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存すべきである。

### 4 情報管理

#### (1) 監査項目

情報管理に係る財務事務

#### (2) 監査手続の内容

省略。

#### (3) 認定した監査事実

省略。

#### (4) 評価

##### ア 意見

##### (ア) 意見の内容

今後改訂される予定である USB の管理・運用に関する規定に従い、USB の所在確認をしていただきたい。

(イ) 理由及び改善の方向性

教育職員用の USB の管理・運用について、学校企画課が定めた「教育職員用 公用 USB メモリ利用上の遵守事項」によれば、週 1 回の目視による所在確認を実施するものとされているが、隠岐島前高校では週に 1 回ではなく 3 か月に 1 回実施されており、前記遵守事項が遵守されていなかった。

ただし、事務職員用の USB の目視による所在確認の頻度は、情報政策課が定めた規程により月に 1 回である。そこで、教育職員用の USB の紛失事例が生じない状態が続けば、情報政策課の規程に合わせるなど、目視による所在確認の頻度の見直しが必要と思われる。これについては、学校企画課で改訂を予定されるということなので、改定後の USB の管理・運用に関する規定に従い、USB の所在確認をしていただきたい。

5 県費会計

(1) 監査項目

県費会計に係る財務事務

(2) 監査手続の内容

省略。

(3) 認定した監査事実

省略。

(4) 評価

ア 意見

(ア) 意見の内容

浄化槽保守点検業務委託について、保守点検業者による保守点検業務が適切になされているかについて、点検時に教職員が立ち会うなどして、保守点検業務の履行の検査・監督を実施するよう改善を求める。

(イ) 理由及び改善の必要性

「浄化槽保守点検業務委託」では、同じ浄化槽を検査した島根県浄化槽普及管理センターから、不適正判定を受けた箇所が散見された。これでは、保守点検業者の保守点検業務が、適正になされているのか疑念を持たざるを得ない。

離島であり、同浄化槽の保守点検業務については当該保守点検業者に依頼せざるを得ないのかもしれないが、少なくとも、保守点検業者による保守点検が適切に履行されているか検査・監督する必要性が高いと考える。

ところで、島根県会計規則によれば、「契約担当者は、契約を締結した場合において、当該契約の適正な履行を確保するため必要があるときは、監督員を置くことができる。」と定め（同規則 70 条）、「検査員(契約担当者又は検査のため指定された職員をいう。以下同じ。）」は、契約の相手方から給付が完了した旨の通知を受けたときは、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要

に応じ当該契約に係る監督員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行うものとする。」と定めている（同規則 70 条の 5 第 1 項）。

したがって、本契約においても、監督員を置いた上で、監督員の立ち合いのもと、保守点検業者による保守点検業務が適切になされているか検査することが、契約の有効性の観点から必要と考える。

## 6 県費外会計

### (1) 監査項目

県費外会計に係る財務事務

### (2) 監査手続の内容

省略。

### (3) 認定した監査事実

省略。

### (4) 評価

#### ア 意見

##### (ア) 意見の内容

寄宿舍の炊事員の時間外労働について、労働基準法所定の時間外割増賃金部分の支払いの要否を検討し、支払いが必要であれば時間外割増賃金部分の賃金を支払うよう改善を求める。

##### (イ) 理由及び改善の方向性

寄宿舍の炊事員の時間外労働に対して時間外割増賃金部分の支払いがなされていない疑いがあった。炊事員については、教育職員とは異なり、労働基準法上の時間外割増賃金に関する規定の適用がある。

したがって、寄宿舍の炊事員の時間外労働について、労働基準法所定の時間外割増賃金部分の支払いの要否を検討し、支払いが必要であれば時間外割増賃金部分の賃金を支払うよう改善を求める。

## 7 学校評価・教育職員評価

### (1) 監査項目

学校評価・教育職員評価に係る財務事務

### (2) 監査手続の内容

省略。

### (3) 認定した監査事実

省略。

### (4) 評価

#### ア 意見

##### (ア) 意見の内容

臨時的任用職員も評価システムの対象者とするよう改善を求める。

#### (イ) 理由及び改善の方向性

現在、島根県教育委員会の規定により、臨時的任用職員は評価システムから除外されている。しかし、実際には、隠岐島前高校は、臨時的任用職員も評価システムのうち、資質能力向上支援システムの対象者としていたが、勤務評価の対象とはしていなかった。

この点、同校では、平成27年度において、臨時的任用職員が全教育職員数のおよそ半数以上を占めており、結果として、半数以上の教育職員に対して勤務評価が実施されなかったことになる。

ところで、臨時的任用職員も、その他の教育職員と同様、教育活動に従事しているのであり、要求される資質・能力は、他の教育職員とそれほど変わらないし、他の教育職員と同程度の資質・能力が求められているとさえいえる。

そのような中で、臨時的任用職員を評価システムの対象者から除外することは、臨時的任用職員に外部からの客観的評価の機会が与えられず、緊張感の低下や資質・能力の減退等を招き、ひいては、学校そのものの教育レベルを落とす可能性があるのではなかろうか。生徒から見れば、臨時的任用職員であってもその他の教育職員と変わらないのであり、臨時的任用職員には他の教育職員と同程度の資質・能力が求められているのであるから、臨時的任用職員も評価システムの対象とすべきである。

前記のとおり、隠岐島前高校では臨時的任用職員を資質能力向上支援システムの対象としていた。しかし、勤務評価の対象とはされておらず、勤務評価を実施しなければ、臨時的任用職員は、自己の能力等を客観的に把握する機会が与えられないことになり、緊張感の低下や資質・能力の減退等を招きかねない。

したがって、臨時的任用職員を勤務評価も含んだ評価システムの対象とするよう改善を求める。

### 8 学校の安全管理

#### (1) 監査項目

学校の安全管理に係る財務事務

#### (2) 監査手続の内容

省略。

#### (3) 認定した監査事実

省略。

#### (4) 評価

本監査の結果、指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった。

### 9 魅力化事業

#### (1) 監査項目

離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業に係る財務事務

(2) 監査手続の内容

省略。

(3) 認定した監査事実

省略。

(4) 評価

ア 意見①

(ア) 意見の内容

魅力化事業の事業評価については多角的視点から効果の検証を実施するとともに、県外生の入学者数については、県内生の進学機会が制限されないように適切な水準を設けるなど、県外生の募集や定員の在り方に留意するよう求める。

(イ) 理由及び改善の方向性

隠岐島前高校では、魅力化事業を開始した平成 23 年度以降、2 ケタ台の県外生が入学している。今後も、そのような傾向が続くことが予想される。

このような県外生の入学者数の状況に鑑みると、魅力化の会が相当活発に県外生獲得のための活動をしていることが伺える。

しかし、県立高校における教育は、県内の児童・生徒等に対して、就学前の段階から小学校、中学校へと有機的・体系的な教育を通じて培われた基礎の上に、さらに高度な教育を施す教育の場と位置付けられる。少なくとも、県立高校は、県内の児童・生徒等に対して、中等教育の機会を与えるための教育機関であることは間違いないように思われる。その意味で、仮に、県外生の積極的募集をする場合には、本来、県民の教育のために費やされるべき教育予算を県外生のために費やすだけの効果の実証が多角的な視点から求められているといえる。また、後記のとおり、矢上高校では県外生のために地元の中学生在が矢上高校で教育を受ける機会を失う事態も生じており、県外生の入学者数については適切な人数となるよう留意することが必要と思われる。

隠岐島前高校においても、魅力化事業の事業評価については、地元中学生の進学率、県外生の卒業後の地域、県内定着率、地域社会、経済に与える影響等の多角的視点から評価されるべきであり、また、県外生の入学者数が適切な人数となるよう、県外生の募集や定員の在り方について留意されることを求める。

イ 意見②

(ア) 意見の内容

交付金の対象となる事業について、他団体等が当該事業費を立替払いすることがないように、概算払いの制度を活用するなどの改善を求める。

(イ) 理由及び改善の方向性

魅力化の会が事業費を負担すべき事業の一部について、他団体等が当該事業

費を立替払いし、あとで魅力化の会が島根県教育委員会に対して当該立替金の精算のために県からの交付金を当該他団体等に支払っているケースが確認された。

本来、県からの交付金は、交付金の支給対象団体として認定された団体に直接交付されるものであるはずであり、交付金の要綱には概算払いの制度についての定めもあるとおり、概算払いを利用すれば他団体等による立替えの必要性がないから、そもそも制度上は事業費の立替えなど想定されていないはずである。

また、事業費を直接支出するのは他団体等であるから、その支出金額や手続が不明確なものとなるおそれもあり、そのような不明確な支出について県の交付金が充てられるリスクもゼロではない。

したがって、交付金の対象となる事業について、他団体等が当該事業費を立替払いすることがないように、概算払いの制度を活用するなどの改善を求める。

## 第8 横田高校

### 1 魅力化事業

#### (1) 監査項目

離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業に係る財務事務

#### (2) 監査手続の内容

省略。

#### (3) 認定した監査事実

省略。

#### (4) 評価

##### ア 意見①

###### (ア) 意見の内容

見積書の日付の書き換えが行われたことを受けて、今後、同様の不適切な事務処理が行われないよう、業務の理解を深めるとともに、より一層のコンプライアンス意識の向上に努めるよう改善を求める。

###### (イ) 理由及び改善の方向性

魅力化事業に係る一部の経費の支出について、執行伺いに貼付されていた A 社及び B 社の見積書のうち、B 社の日付が書き換えられていた。

種々の事実から、その日付の書き換えは、当該事務処理で準用されている島根県会計規則において合見積もりの徴取が求められていたにも関わらず A 社からしか見積書を徴していなかったことに担当者が後で気づき、合見積もりを徴さなければならないものと勘違いして、契約後に B 社から見積書を徴し、その日付を書き換えることで、あたかも執行伺いの段階で A 社及び B 社から合見積もりを徴していたかのように装うために行われたものと認定した。

今後、同様の不適切な事務処理が行われないよう、業務の理解を深めるとともに、より一層のコンプライアンス意識の向上に努めるよう改善を求める。

##### イ 意見②

###### (ア) 意見の内容

魅力化事業の事業評価については多角的視点から効果の検証を実施するとともに、県外生の入学者数については、県内生の進学機会が制限されないように適切な水準を設けるなど、県外生の募集や定員の在り方に留意するよう求める。

###### (イ) 理由及び改善の方向性

横田高校では積極的に県外生の募集を実施しており、中でもホッケー部はパンフレットを作成して募集活動を行っている。

しかし、県立高校における教育は、県内の児童・生徒等に対して、就学前の段階から小学校、中学校へと有機的・体系的な教育を通じて培われた基礎の上

に、さらに高度な教育を施す教育の場と位置付けられる。少なくとも、県立高校は、県内の児童・生徒等に対して、中等教育の機会を与えるための教育機関であることは間違いないように思われる。その意味で、仮に、県外生の積極的募集をする場合には、本来、県民の教育のために費やされるべき教育予算を県外生のために費やすだけの効果の実証が多角的な視点から求められているといえる。また、後記のとおり、矢上高校では県外生のために地元の中学生在が矢上高校で教育を受ける機会を失う事態も生じており、県外生の入学者数については適切な人数となるよう留意することが必要と思われる。

横田高校においても、魅力化事業の事業評価については、地元中学生の進学率、県外生の卒業後の地域、県内定着率、地域社会、経済に与える影響等の多角的視点から評価されるべきであり、また、県外生の入学者数が適切な人数となるよう、県外生の募集や定員の在り方について留意されることを求める。

## 第9 飯南高校

### 1 魅力化事業

#### (1) 監査項目

離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業に係る財務事務

#### (2) 監査手続の内容

省略。

#### (3) 認定した監査事実

省略。

#### (4) 評価

##### ア 意見

##### (ア) 意見の内容

魅力化事業の事業評価については多角的視点から効果の検証を実施するとともに、県外生の入学者数については、県内生の進学機会が制限されないように適切な水準を設けるなど、県外生の募集や定員の在り方に留意するよう求める。

##### (イ) 理由及び改善の方向性

飯南高校では、県外生の入学者数がそれほど多いものではないが、平成28年は2ケタ台の県外生が入学している。

しかし、県立高校における教育は、県内の児童・生徒等に対して、就学前の段階から小学校、中学校へと有機的・体系的な教育を通じて培われた基礎の上に、さらに高度な教育を施す教育の場と位置付けられる。少なくとも、県立高校は、県内の児童・生徒等に対して、中等教育の機会を与えるための教育機関であることは間違いないように思われる。その意味で、仮に、県外生の積極的募集をする場合には、本来、県民の教育のために費やされるべき教育予算を県外生のために費やすだけの効果の実証が多角的な視点から求められているといえる。また、後記のとおり、矢上高校では県外生のために地元の中学生在が矢上高校で教育を受ける機会を失う事態も生じており、県外生の入学者数については適切な人数となるよう留意することが必要と思われる。

飯南高校においても、魅力化事業の事業評価については、地元中学生の進学率、県外生の卒業後の地域、県内定着率、地域社会、経済に与える影響等の多角的視点から評価されるべきであり、また、県外生の入学者数が適切な人数となるよう、県外生の募集や定員の在り方について留意されることを求める。

## 第10 矢上高校

### 1 魅力化事業

#### (1) 監査項目

離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業に係る財務事務

#### (2) 監査手続の内容

省略。

#### (3) 認定した監査事実

省略。

#### (4) 評価

##### ア 意見

##### (ア) 意見の内容

魅力化事業の事業評価については多角的視点から効果の検証を実施するとともに、県外生の入学者数については、県内生の進学機会が制限されないように適切な水準を設けるなど、県外生の募集や定員の在り方に留意するよう求める。

##### (イ) 理由及び改善の方向性

矢上高校では、平成28年度の入試において、志願倍率が1を超えた結果、地元中学生を含む県内生10名が不合格となった。県外生の入学者が14名であったため、仮に、県外生がいなければ不合格となった県内生10名全員が矢上高校で教育を受ける機会を得られた可能性がある。

しかし、このような結果は入試制度から必然的に生じるとはいえ、県外生のために県内生が同校で教育を受ける機会を失うことは、同じ県内生同士で競合し不合格となる場合と比べて疑問がある。

そもそも、県立高校における教育は、県内の児童・生徒等に対して、就学前の段階から小学校、中学校へと有機的・体系的な教育を通じて培われた基礎の上に、さらに高度な教育を施す教育の場と位置付けられる。少なくとも、県立高校は、県内の児童・生徒等に対して、中等教育の機会を与えるための教育機関であることは間違いないように思われる。その意味で、仮に、県外生の積極的募集をする場合には、本来、県民の教育のために費やされるべき教育予算を県外生のために費やすだけの効果の実証が多角的な視点から求められているといえる。また、県外生のために地元の中学生が地元の高校で教育を受ける機会を制限されることがないように、県外生の入学者数については適切な人数となるよう留意することが必要と思われる。

矢上高校においても、魅力化事業の事業評価については、地元中学生の進学率、県外生の卒業後の地域、県内定着率、地域社会、経済に与える影響等の多角的視点から評価されるべきであり、また、県外生の入学者数が適切な人数と

なるよう、県外生の募集や定員の在り方について留意されることを求める。

## 第11 松江養護学校

### 1 勤務管理

#### (1) 監査項目

教育職員の勤務管理に係る財務事務

#### (2) 監査手続の内容

省略。

#### (3) 認定した監査事実

省略。

#### (4) 評価

##### ア 意見

##### (ア) 意見の内容

勤務時間の適正な把握をするとともに、出退勤状況記録表については実施要領に基づき、その作成と保存をするよう改善を求める。

##### (イ) 理由及び改善の方向性

松江養護学校では、出退勤状況記録表が破棄されており、その作成の有無や内容を確認できなかった。

これらは、実施要領に違反しているため、速やかな改善が必要である。

### 2 人件費

#### (1) 監査項目

教育職員の給与及び旅費に係る財務事務

#### (2) 監査手続の内容

省略。

#### (3) 認定した監査事実

省略。

#### (4) 評価

##### ア 意見

##### (ア) 意見の内容

各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。

##### (イ) 理由及び改善の方向性

松江養護学校は出退勤状況記録表を保存しておらず、本監査では手当支給手続の分析がそもそもできなかった。出退勤状況記録表を保存していないこと自体が後記のとおり極めて問題である。

そのような姿勢に鑑みると、松江養護学校において教職員の勤務時間の管理が極めて杜撰になされているとの懸念が生じざるを得ない。

したがって、まずは教育職員の勤務時間を適正に把握し、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。

### 3 資産管理

#### (1) 監査項目

資産管理に係る財務事務

#### (2) 監査手続の内容

省略。

#### (3) 認定した監査事実

省略。

#### (4) 評価

##### ア 指摘①

###### (ア) 指摘の内容

物品一覧表と現物との照合結果を記録として保存するよう改善を求める。

###### (イ) 理由及び改善の方向性

松江養護学校においては、物品一覧表と現物との照合が行われている。ただし、現物照合の結果が記録として残されていないため、結果を記録として保存すべきである。

また、松江養護学校では、夏休み期間中に各物品の保管担当の教育職員に物品一覧表を配布し、物品一覧表との現物照合を行ってもらっているとのことである。確かに各県立高校の事務担当がすべての物品を実査するのは人的資源の面で限界があるため、この方法はすべての県立高校が取り入れることが出来る好事例である。ぜひ他の県立高校にもこのような方法を取り入れていただきたい。ただし、その際の現物照合は少なくとも二人で実施し、その結果を記録として残しておく必要がある。加えて、今後の物品管理をより効果的かつ効率的に行うために、証票が貼付されていない物品については証票の貼付を徹底していただきたい。

##### イ 指摘②

###### (ア) 指摘の内容

県費外会計で購入した物品については、県費外会計備品管理簿に登録の上、物品に証票を貼付することにより、県費で購入した物品との区別がつくように適切に管理するよう改善を求める。

###### (イ) 理由及び改善の方向性

県費外会計で購入した物品について、学校徴収金等取扱要綱第17条には、「会計担当者は、学校徴収金会計に関する備品を購入し、又は処分したときは、県費外会計備品管理簿に所要事項を記載するとともに、備品に証票を貼付して管

理するものとする。」と定めてある。ところが、松江養護学校では、県費外会計で購入した物品について、県費外会計備品管理簿が作成されていなかった。松江養護学校において、県費外会計で購入した物品は平成 28 年度に購入した物品 1 件のみであり、その他には一切保有していないとのことであった。しかし、県費外会計備品管理簿で物品を管理する必要は 1 件であろうが多数であろうが変わることはない。

したがって、前記要領第 17 条に従い、県費外会計で購入した物品については、県費外会計備品管理簿に登録の上、物品に証票を貼付することにより、県費で購入した物品との区別がつくよう適切に管理することが必要である。

なお、備品の購入は平成 28 年度であり、本監査の対象期間外に購入されたものではあるが、県費外会計で購入した物品がまだ 1 件ということもあって、改善が容易であることに加え、将来的な県費外会計に係る購入物品の管理の適正を図るためには本監査で指摘をしていくことが重要と考え、指摘した。

#### ウ 指摘③

##### (ア) 指摘の内容

現金についてはできるだけ速やかに預金口座に入金するなどして保管するよう、現金の管理方法の改善を求める。

##### (イ) 理由及び改善の方向性

現金は最も横領・着服等のリスクが高い資産であり、組織としての資産管理の基本となるものである。現金の管理がおろそかなようでは、他の部分についても適切な管理を期待することはできないといっても過言ではない。

本監査の結果、県費外会計である給食費会計に係る現金が金庫の中に保管されたままとなっていた。そもそも、現金の管理については、島根県会計規則 72 条が、領収した現金は、原則、即日又は翌日中に払込書により指定金融機関等に払い込まなければならないと定めている。確かに、給食費は私費であり、県費とは異なる取扱いをされているが、県費である現金が保管される金庫内で私費である給食費を保管するのであれば、県費である現金との混在等のリスクもあるから、同会計規則の定めにした現金の管理をすべきである。

#### 4 情報管理

##### (1) 監査項目

情報管理に係る財務事務

##### (2) 監査手続の内容

省略。

##### (3) 認定した監査事実

省略。

##### (4) 評価

## ア 意見

### (ア) 意見の内容

今後改訂される予定である USB の管理・運用に関する規定に従い、USB の所在確認をしていただきたい。

### (イ) 理由及び改善の方向性

教育職員用の USB の管理・運用について、学校企画課が定めた「教育職員用 公用 USB メモリ利用上の遵守事項」によれば、週 1 回の目視による所在確認を実施するものとされているが、松江養護学校の高等部では週に 1 回ではなく月に 1 回実施されており、前記遵守事項が遵守されていなかった。

ただし、事務職員用の USB の目視による所在確認の頻度は、情報政策課が定めた規程により月に 1 回である。そこで、教育職員用の USB の紛失事例が生じない状態が続けば、情報政策課の規程に合わせるなど、目視による所在確認の頻度の見直しが必要と思われる。これについては、学校企画課で改訂を予定されるということなので、改定後の USB の管理・運用に関する規定に従い、USB の所在確認をしていただきたい。

## 5 県費会計

### (1) 監査項目

県費会計に係る財務事務

### (2) 監査手続の内容

省略。

### (3) 認定した監査事実

省略。

### (4) 評価

## ア 意見

### (ア) 意見の内容

給食提供業務に係る委託契約において、今後、新たな契約を締結する場合には、合見積もりを徴するなど、契約手続の適正や経済性に配慮した運用をするよう改善を求める。

### (イ) 理由及び改善の方向性

松江養護学校では、「給食提供業務」に係る委託契約において、契約金額が小・中・高等部の合計で 1100 万円を超えているにも関わらず、合見積もりを徴していなかった。島根県会計規則上は、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴しなければならないと定められ、合見積もりを徴することは義務ではないが、本契約のように契約金額が高額であり、また、委託業務の内容自体も決して特定の業者しかできないという性質のものではないから、契約手続の適正や経済性の観点から合見積もりを徴すべきと考える。

したがって、今後、同様の業務について委託契約を締結する場合には、合見積もりを徴するなど、契約手続の適正や経済性の配慮した運用を検討されることを求める。

## 6 県費外会計

### (1) 監査項目

県費外会計に係る財務事務

### (2) 監査手続の内容

省略。

### (3) 認定した監査事実

省略。

### (4) 評価

#### ア 指摘①

##### (ア) 指摘の内容

寄宿舎舎費会計の定期監査を適切に実施するよう改善を求める。

##### (イ) 理由及び改善の方向性

寄宿舎舎費会計における定期監査では、金銭出納簿の残高と通帳の残高が一致しないことを把握しながら繰越処理をせずに、金銭出納簿上の残高と通帳の残高が一致していることが確認された旨の監査報告がなされた。

このような監査では監査したことにはならないので、適切な定期監査の実行を求める。

#### イ 指摘②

##### (ア) 指摘の内容

給食費会計について、校内監事による監査を実施するよう改善を求める。

##### (イ) 理由及び改善の方向性

給食費会計については、学校徴収金等取扱要綱で実施が求められている校内監事による監査が実施されていなかった。当該会計の決算報告書の適切性を担保する重要な手段であるため、校内監事による監査は必ず行っていただきたい。

## 7 学校評価・教育職員評価

### (1) 監査項目

学校評価・教育職員評価に係る財務事務

### (2) 監査手続の内容

省略。

### (3) 認定した監査事実

省略。

### (4) 評価

本監査の結果、指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった。

## 8 学校の安全管理

### (1) 監査項目

学校の安全管理に係る財務事務

### (2) 監査手続の内容

省略。

### (3) 認定した監査事実

省略。

### (4) 評価

本監査の結果，指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった。

## 終章

### 第1 監査を終えての所感

#### 1 教育コストについて

本監査では、これまで生徒という立場でしか見たことがなかった県立学校（高等学校及び特別支援学校）について、監査人という立場から見ることになった。このような経験は監査人という立場でなければ出来ないものであり、非常に有意義な経験をさせていただいた。

監査人という立場で県立学校を監査して、初めて、県立学校という組織や教職員の職務について具体的に知り、また、県立学校と教育委員会の関係、さらには、島根県の教育に関する施策といった島根県の教育の全体像を知ることができた。

一言でいえば、教育は、県立学校だけで完結するような断片的なものではなく、就学前から小学校、中学校、高校・特別支援学校と体系的、有機的に施されるものである。

それゆえ、県立学校だけの教育コストを算出することは、木を見て森を見ないという言葉にあるように、教育の体系的、有機的な性質を無視したものになりかねない。本監査では、結果的に教育コストの算出をすることができなかつたが、仮に県立学校において生徒一人にどれくらいの教育コストがかかっているかを算出したとしても、教育の本質をとらえた効果的、説得的な提言は難しかったかもしれない。

#### 2 監査手続について

平成28年8月に監査テーマを決定してから、同年12月までに、実際に監査対象校を訪れて監査を実施した。隠岐や中山間地域、島根県西部に所在する県立学校の監査をするとすると、移動に時間を要し、宿泊するなどして2日間に分けて実施する必要性が高まることから、どうしても島根県東部の県立学校を中心に監査せざるを得なかつた。

しかし、監査を終えてみて、やはり、島根県西部の県立学校については2校（浜田水産高校及び矢上高校。なお、矢上高校は魅力化事業のみ監査を実施。）しか監査できなかったのは心残りである。また、特別支援学校についても松江養護学校しか監査できなかったことも心残りである。

さらに、事前に、監査項目や監査手続については監査メンバーの中で十分に準備したつもりであったが、やはり、監査対象校における実地監査は時間との勝負になってしまった。監査対象校についてもう1日ずつ監査を実施することができていたならば、より充実した監査をすることができたのではないかと思う。

### 3 監査の結果について

本監査の結果の中で、特に、監査人が改善を求めたい事項が一つある。それは、教育職員の勤務時間の適切な把握をしていただきたいことである。

詳しいことは、第3章及び第4章で述べたとおりであるが、現状は、県立学校において、教育職員の勤務時間の適切な把握ができていたとは言い難い。教育職員の勤務時間の適切な把握ができなければ、手当の誤支給や長時間労働の把握・対処の遅れ等につながりかねない。長時間労働の原因としては、職務分掌の問題や部活動指導の問題等の様々な原因が考えられるものの、教育職員の勤務時間の適切な把握ができていないことが、職務のメリハリを失わせ、長時間労働の常態化を招いていることも考えられる。教育職員の長時間労働抑制の前提としては、やはり教育職員の勤務時間を適切に把握することが重要である。

また、本監査の結果の中では触れていないが、島根県教育委員会の主導のもと、県立学校の財務事務の整理や見直しを実施することも必要と考える。県立学校が行う財務事務は想像以上に多く、また、特に県費外会計については、会計に不慣れな教育職員が担当することによって不適切な会計処理等が生じていることも伺われた。今一度、県立学校の財務事務を整理し、不必要な財務事務はないか、必要な財務事務であってもより効率的なやり方はないか、当該財務事務の担当者は誰が適切かなどの財務事務の見直しをすることも重要である。このような見直しによって、長時間労働の抑制や、資産管理や会計事務等で指摘した事項の改善にもつながるものとする。

## 第2 最後に

本監査では、島根県教育委員会の職員の方々をはじめ監査対象校の校長、教頭、事務長、その他の教職員の方々から大変なご協力をいただいたことに深く感謝申し上げます。また、同時に、大変なご負担をおかけしことをお詫び申し上げます。

監査人としては、生徒を教え導くという大変な使命を果たすべく日々情熱をもって職務に取り組んでおられる島根県教育委員会の職員の方々をはじめ県立学校の教職員の方々に敬意を表するとともに、本監査が、少しでも県立学校の財務事務に役立ち、ひいては県民全体の利益となることを願っている。

評価一覧表

1 共通的事項（指摘1件，意見16件）

監査項目	指摘又は意見の別	指摘又は意見の内容	対象課等	該当頁
教育職員の勤務管理に係る財務事務	意見①	教育職員の勤務時間を適切に把握するよう改善を求める。	学校企画課 福利課 県立学校	P17～20
	意見②	いわゆる過労死ラインを踏まえ，月 80 時間以上の時間外労働をした教育職員を把握し，面接指導の必要性を適切に判断できるように改善を求める。	福利課	P20～21
	意見③	教育職員が生徒の指導に関わる業務に対してより多くの正規の勤務時間を割けるように，業務の負担，配分等の見直しをするなど改善を求める。	学校企画課 県立学校	P21～22
	意見④	事務の見直し，削減，効率化，事務職員の増員など，教育職員の長時間労働を抑制するための措置を実施するよう改善を求める。	学校企画課 県立学校	P22
教育職員の給与及び旅費に係る財務事務	意見	各種手当の支給の適正を図るために，手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように，手当支給手続の改善を求める。	総務課 県立学校	P23～24
資産管理に係る財務事務	指摘	物品一覧表と現物との照合を定期的実施し，その結果を記録として保存するよう改善を求める。	県立学校	P24～25
情報管理に係る財務事務	意見①	パソコンの管理規定を現状に見合った内容に改定するなどの改善を求める。	学校企画課	P25
	意見②	USB の目視確認の頻度を適切な頻度とするよう改善を求める。	学校企画課 県立学校	P25～26
学校規模・配置等の再編成に係る財務事務	意見	県立高等学校の定時制の定員数について，適切な定員数となっているか検討を求める。	学校企画課	P26～27
県費会計に係る財務事務	意見	各県立学校において共通ないし類似する物品等の購入やサービスについて契約をする場合に，それらについては，可能な限り，県立学校を所管する島根県教育委員会が取りまとめたり，近隣の県立学校が共同して発注し，契約を締結するなどして，契約コストの縮減や契約手続の効率性を高めるよう改善を求める。	学校企画課 教育施設課 県立学校	P27～28
県費外会計に係る財務事務	意見①	県費外会計間の貸借については，学校徴収金等取扱要綱に従い校長の決裁を受けることはもとより，そもそも県費外会計間の貸借が生じないよう，会計年度における事業計画の精査や予算編成を行うよう改善を求める。	県立学校	P28～29
	意見②	県費外会計における教職員の立替払いについて，適正性を担保するための規定を策定するなど改善を求める。	学校企画課 県立学校	P29
	意見③	現金出納簿の現金の出入金の日付については，現実に現金を出入金した日付を記載するなど記載方法について検討し改善を求める。また，会計年度外の収入支出を決算に反映しないよう改善を求める。	学校企画課 県立学校	P29～30
学校評価及び教育職員評価に係る財務事務	意見	臨時的任用職員も評価システムの対象者とするよう改善を求める。	学校企画課 県立学校	P30～31
学校の安全管理に係る財務事務	指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった	—	—	P31
離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業に係る財務事務	意見①	魅力化事業の成果参考指標として，地元中学生の入学率を加えるなど，より多角的に事業評価を実施するよう改善を求める。	教育指導課 学校企画課	P31～32
	意見②	県外生の入学者数については，県内生の県立高校への進学機会を制限することにならないように適切な水準を設けるなど，県外生の募集や定員の在り方に留意するよう求める。	教育指導課 学校企画課 県立学校	P32～34
	意見③	魅力化事業について，実施主体の事業の全体の事業内容及び収支予定を把握すべきである。	教育指導課	P34～35

2 個別的事項（指摘 28 件，意見 38 件）

監査対象校	監査項目	指摘又は意見の別	指摘又は意見の内容	該当頁
松江南高校	教育職員の勤務管理に係る財務事務	意見	教育職員の長時間労働が全体的に見られる現状を踏まえ，教育職員の勤務時間の適正な把握と長時間勤務抑制のための措置を実施するよう改善を求める。	P36
	教育職員の給与及び旅費に係る財務事務	意見	各種手当の支給の適正を図るために，手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように，手当支給手続の改善を求める。	P36~37
	資産管理に係る財務事務	指摘	物品一覧表と現物との照合を定期的に行い，その結果を記録として保存するよう改善を求める。	P37~38
	情報管理に係る財務事務	指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった	—	P38
	県費会計に係る財務事務	指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった	—	P38
	県費外会計に係る財務事務	指摘	預金通帳の保管者とキャッシュカードの保管者を別々の者とするよう改善を求める。	P38~39
	学校評価・教員評価に係る財務事務	指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった	—	P39
	学校の安全管理に係る財務事務	指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった	—	P39
松江商業高校	教育職員の勤務管理に係る財務事務	意見	教育職員の長時間労働が全体的に見られる現状を踏まえ，教育職員の勤務時間の適正な把握と長時間勤務抑制のための措置を実施するよう改善を求める。	P40
	教育職員の給与及び旅費に係る財務事務	意見	各種手当の支給の適正を図るために，手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように，手当支給手続の改善を求める。	P40~41
	資産管理に係る財務事務	指摘①	物品一覧表と現物との照合を定期的に行い，その結果を記録として保存するよう改善を求める。	P41
		指摘②	県費外会計で購入した物品については，証憑シールを貼付し，県費で購入した物品との区別が分かるよう，管理方法の改善を求める。	P41~42
		指摘③	現金についてはできるだけ速やかに預金口座に入金するなど，現金の管理方法の改善を求める。	P42
	情報管理に係る財務事務	指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった	—	P42~43
	県費会計に係る財務事務	指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった	—	P43
	県費外会計に係る財務事務	指摘	バドミントン部が金庫の中で保管していた現金については，預金口座に入金するなどして適切に管理するとともに，それらの現金については平成 27 年度の決算に反映されていない疑いがあることから，適切な会計処理を実施するよう改善を求める。	P43~44
	学校評価・教員評価に係る財務事務	指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった	—	P44
学校の安全管理に係る財務事務	指摘	学校安全計画を策定するよう改善を求める。	P44	

出雲工業高校	教育職員の勤務管理に係る財務事務	意見	一部の教育職員に過重な長時間労働が行われているなど両極化が見られる現状を踏まえ、教育職員の勤務時間の適正な把握と長時間勤務抑制のための措置を実施するよう改善を求める。	P45
	教育職員の給与及び旅費に係る財務事務	指摘	一部の教員に対して、支給要件を満たしていないにも関わらず支給された産業教育手当については返還を求めるべきである。	P45~46
		意見	各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。	P46
	資産管理に係る財務事務	指摘①	物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存するよう改善を求める。	P46~47
		指摘②	物品については整理番号を付し、適切に管理するよう改善を求める。	P47
		指摘③	切手については枚数に変動があった場合には受払簿にその都度記入するなどして、切手の管理方法の改善を求める。	P47
	情報管理に係る財務事務	意見	今後改訂される予定である USB の管理・運用に関する規定に従い、USB の所在確認をしていただきたい。	P48
	県費会計に係る財務事務	指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった	—	P48
	県費外会計に係る財務事務	意見	教員が立替払を行う場合には、支出や清算の適正性を確保するための規定を策定するなど改善を求める。	P49
	学校評価・教員評価に係る財務事務	指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった	—	P49
学校の安全管理に係る財務事務	指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった	—	P50	
出雲農林高校	教育職員の勤務管理に係る財務事務	意見	教育職員の長時間労働が全体的に見られる現状を踏まえ、教育職員の勤務時間の適正な把握と長時間勤務抑制のための措置を実施するよう改善を求める。	P51
	教育職員の給与及び旅費に係る財務事務	意見	各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。	P51~52
	資産管理に係る財務事務	指摘①	物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存するよう改善を求める。	P52~53
		指摘②	薬品や農薬等の標準的な台帳を整備するなどして、薬品や農薬等の管理方法の改善を求める。	P53
		意見	明耕寮について、女子生徒も明耕寮を利用できるように女子寮の併設や転用等を検討するなどし、明耕寮の有効活用を図るよう改善を求める。	P53~54
	情報管理に係る財務事務	意見	今後改訂される予定である USB の管理・運用に関する規定に従い、USB の所在確認をしていただきたい。	P54
	県費会計に係る財務事務	指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった	—	P54
	県費外会計に係る財務事務	指摘①	寮費会計について、決算の内容に誤りがあるため、適切な会計処理を実施するよう改善を求める。	P55
		指摘②	他会計間のお金の貸借をする場合には校長の決裁を受けるよう改善を求める。	P55
		意見	金銭出納簿上の出入金の日付は、実際に現金が動いた日付を記載するよう改善を求める。	P55~56
学校評価・教員評価に係る財務事務	指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった	—	P56	
学校の安全管理に係る財務事務	指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった。	—	P56	

六道高校	教育職員の勤務管理に係る財務事務	意見	一部の教育職員に長時間労働が見られる現状を踏まえ、教育職員の勤務時間の適正な把握と長時間勤務抑制のための措置を実施するよう改善を求める。	P57
	教育職員の給与及び旅費に係る財務事務	指摘又は意見を付すべき事項が確認できなかった	—	P57
	資産管理に係る財務事務	意見	物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存するよう改善を求める。	P58
	情報管理に係る財務事務	指摘又は意見を付すべき事項が確認できなかった	—	P58
	県費会計に係る財務事務	指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった	—	P59
	県費外会計に係る財務事務	指摘	同窓会会計について、同窓会から委任状を徴するよう改善を求める。	P59
		意見①	遠足費のような大きな支出をする際には、合見積もりを徴するなどして生徒や保護者の負担を軽減するよう改善すべきである。	P59
		意見②	金銭出納簿上の出入金の日付は、実際に現金が動いた日付を記載するよう改善を求める。	P59～60
		意見③	キャッシュカードの利用に係る学校徴収金等取扱要綱の定めを順守を求める。	P60
	学校評価・教員評価に係る財務事務	指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった	—	P60
学校の安全管理に係る財務事務	指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった。	—	P60～61	
浜田水産高校	教育職員の勤務管理に係る財務事務	意見	勤務時間の適正な把握をするとともに、出退勤状況記録表を集計するなどして、個々の教育職員の長時間労働を適切に把握するための集計資料を作成することで、面接指導の必要な教育職員を適切に把握できる体制を整えるよう改善を求める。	P62
	教職員の給与及び旅費に係る財務事務	指摘①	一部の教員に対して、支給要件を満たしていないにもかかわらず支給された特殊勤務手当については返還を求めるべきである。	P62～63
		指摘②	一部の教育職員に対して、支給要件を満たしていないにもかかわらず支給された産業教育手当については返還を求めるべきである。	P63
		意見	各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。	P63
	資産管理に係る財務事務	指摘	物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存するよう改善を求める。	P64
	情報管理に係る財務事務	意見	今後改訂される予定である USB の管理・運用に関する規定に従い、USB の所在確認をしていただきたい。	P64～65
	県費会計に係る財務事務	指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった	—	P65
	県費外会計に係る財務事務	指摘	キャッシュカードの利用に係る学校徴収金等取扱要綱の定めを順守するよう改善を求める。	P65
		意見	県費外会計間の貸借について、そもそも県費外会計間の貸借が生じないよう、会計年度における事業計画の精査や予算編成を行うよう改善を求める。	P65～66
	学校評価・教員評価に係る財務事務	指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった	—	P66
学校の安全管理に係る財務事務	指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった	—	P66	

隠岐島前高校	教育職員の勤務管理に係る財務事務	意見	全体的に長時間労働が見られる現状を踏まえ、教育職員の勤務時間の適正な把握と長時間勤務抑制のための措置を実施するよう改善を求める。	P67
	教職員の給与及び旅費に係る財務事務	指摘①	一部の教育職員に対して、支給要件を満たしていないにも関わらず支給された特殊勤務手当については返還を求めるべきである。	P67~68
		指摘②	一部の教育職員に対して、支給要件を満たしていないにも関わらず支給された宿日直手当については返還を求めるべきである。	P68
		意見	各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。	P68
	資産管理に係る財務事務	指摘	物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存するよう改善を求める。	P69
	情報管理に係る財務事務	意見	今後改訂される予定である USB の管理・運用に関する規定に従い、USB の所在確認をしていただきたい。	P69~70
	県費会計に係る財務事務	意見	浄化槽保守点検業務委託について、保守点検業者による保守点検業務が適切になされているかについて、点検時に教職員が立ち会うなどして、保守点検業務の履行の検査・監督を実施するよう改善を求める。	P70~71
	県費外会計に係る財務事務	意見	寄宿舎の炊事員の時間外労働について、労働基準法所定の時間外割増賃金部分の支払いの可否を検討し、支払いが必要であれば時間外割増賃金部分の賃金を支払うよう改善を求める。	P71
	学校評価・教員評価に係る財務事務	意見	臨時的任用職員も評価システムの対象者とするよう改善を求める。	P71~72
	学校の安全管理に係る財務事務	指摘又は意見を付すべき事項は確認できなかった	—	P72
	離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業に係る財務事務	意見①	魅力化事業の事業評価については多角的視点から効果の検証を実施するとともに、県外生の入学者数については、県内生の進学機会が制限されないように適切な水準を設けるなど、県外生の募集や定員の在り方に留意するよう求める。	P73
意見②		交付金の対象となる事業について、他団体等が当該事業費を立替払いすることがないように、概算払いの制度を活用するなどの改善を求める。	P73~74	
横田高校	離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業に係る財務事務	意見①	見積書の日付の書き換えが行われたことを受けて、今後、同様の不適切な事務処理が行われないよう、業務の理解を深めるとともに、より一層のコンプライアンス意識の向上に努めるよう改善を求める。	P75
		意見②	魅力化事業の事業評価については多角的視点から効果の検証を実施するとともに、県外生の入学者数については、県内生の進学機会が制限されないように適切な水準を設けるなど、県外生の募集や定員の在り方に留意するよう求める。	P75~76
飯南高校	離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業に係る財務事務	意見	魅力化事業の事業評価については多角的視点から効果の検証を実施するとともに、県外生の入学者数については、県内生の進学機会が制限されないように適切な水準を設けるなど、県外生の募集や定員の在り方に留意するよう求める。	P77
矢上高校	離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業に係る財務事務	意見	魅力化事業の事業評価については多角的視点から効果の検証を実施するとともに、県外生の入学者数については、県内生の進学機会が制限されないように適切な水準を設けるなど、県外生の募集や定員の在り方に留意するよう求める。	P78~79
松江養護学校	教育職員の勤務管理に係る財務事務	意見	勤務時間の適正な把握をするとともに、出退勤状況記録表については実施要領に基づき、その作成と保存をするよう改善を求める。	P80
	教職員の給与及び旅費に係る財務事務	意見	各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。	P80~81
	資産管理に係る財務事務	指摘①	物品一覧表と現物との照合結果を記録として保存するよう改善を求める。	P81
		指摘②	県費外会計で購入した物品については、県費外会計備品管理簿に登録の上、物品に証憑を添付することにより、県費で購入した物品との区別がつくように適切に管理するよう改善を求める。	P81~82
指摘③	現金についてはできるだけ速やかに預金口座に入金するなどして保管するよう、現金の管理方法の改善を求める。	P82		

情報管理に係る 財務事務	意見	今後改訂される予定である USB の管理・運用に関する規定に従い、USB の所在確認をして いただきたい。	P82~83
県費会計に係る 財務事務	意見	給食提供業務に係る委託契約において、今後、新たな契約を締結する場合には、合見積もり を徴するなど、契約手続の適正や経済性に配慮した運用をするよう改善を求める。	P83~84
県費外会計に係 る財務事務	指摘①	寄宿舎舎費会計の定期監査を適切に実施するよう改善を求める。	P84
	指摘②	給食費会計について、校内監事による監査を実施するよう改善を求める。	P84
学校評価・教員 評価に係る財務 事務	指摘又は意見を付 すべき事項は確認 できなかった	—	P84
学校の安全管理 に係る財務事務	指摘又は意見を付 すべき事項は確認 できなかった	—	P85

平成 28 年度 包括外部監査日程表

日にち	内容
平成 28 年 4 月 22 日	内部協議
平成 28 年 5 月 19 日	ヒアリング（人事課、財政課）
平成 28 年 5 月 23 日	ヒアリング（薬事衛生課、河川課、 企業局、下水道推進課）
平成 28 年 5 月 30 日	内部協議
平成 28 年 6 月 9 日	ヒアリング（高齢者福祉課） 内部協議
平成 28 年 6 月 16 日	ヒアリング（漁港漁場整備課、河川 課、港湾空港課）
平成 28 年 6 月 22 日	ヒアリング（農林水産総務課） 内部協議
平成 28 年 7 月 1 日	ヒアリング（しまね暮らし推進課） 内部協議
平成 28 年 7 月 7 日	ヒアリング（総務部総務課、医療政 策課）
平成 28 年 7 月 11 日	ヒアリング（教育委員会、子ども・ 子育て支援課）
平成 28 年 7 月 19 日	ヒアリング（商工政策課）
平成 28 年 7 月 28 日	内部協議
平成 28 年 8 月 1 日	内部協議
平成 28 年 8 月 8 日	教育委員会との打ち合わせ
平成 28 年 8 月 18 日	ヒアリング（総務課、学校企画課、 教育指導課、特別支援教育課）
平成 28 年 8 月 23 日	ヒアリング（総務課、教育施設課、 教育指導課、福利課）
平成 28 年 9 月 1 日	教育委員会との打ち合わせ 内部協議
平成 28 年 9 月 5 日	ヒアリング（福利課） 内部協議
平成 28 年 9 月 16 日	実地監査（総務課、学校企画課、教 育指導課、特別支援教育課）

日にち	内容
平成 28 年 9 月 20 日	実地監査（教育施設課 福利課） 内部協議
平成 28 年 9 月 29 日	実地監査（松江商業高等学校）
平成 28 年 10 月 3 日	教育委員会との打ち合わせ 内部協議
平成 28 年 10 月 11 日	実地監査（出雲工業高等学校）
平成 28 年 10 月 20 日	実地監査（隠岐島前高等学校）
平成 28 年 10 月 21 日	実地監査（隠岐島前高等学校）
平成 28 年 10 月 26 日	実地監査（松江南高等学校）
平成 28 年 11 月 4 日	実地監査（出雲農林高等学校）
平成 28 年 11 月 7 日	実地監査（宍道高等学校）
平成 28 年 11 月 17 日	実地監査（松江養護学校）
平成 28 年 11 月 24 日	実地監査（浜田水産高等学校）
平成 28 年 12 月 8 日	内部協議
平成 28 年 12 月 15 日	実地監査（出雲農林高等学校） 内部協議
平成 28 年 12 月 19 日	実地監査（矢上高等学校）
平成 28 年 12 月 22 日	実地監査（飯南高等学校、横田高等 学校）
平成 29 年 1 月 13 日	ヒアリング（総務課、教育施設課、 学校企画課、教育指導課、特別支援 教育課、福利課）・内部協議
平成 29 年 1 月 20 日	ヒアリング（総務課、学校企画課、 福利課）
平成 29 年 1 月 25 日	ヒアリング（学校企画課、教育指導 課）・内部協議
平成 29 年 2 月 13 日	教育委員会との打ち合わせ 内部協議

※ 上記の他、各自で協議のための資料作成や報告書作成などを行っている。